

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和4年9月20日（火）午前10時 議場

出席委員（7名）

（分科会長）土 光 均 （副分科会長）田 村 謙 介
安 達 卓 是 塚 田 佳 充 津 田 幸 一 錦 織 陽 子
吉 岡 古 都

欠席委員（1名）

森 谷 司

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】藤岡部長

〔市民一課〕東森課長

〔市民二課〕萩原課長 坂本市民相談担当課長補佐

〔保険課〕森次長兼課長 永野健康推進室長

〔市民税課〕長谷川次長兼課長

〔固定資産税課〕永江課長

〔収納推進課〕富田課長

〔環境政策課〕木下課長 大峯環境保全担当課長補佐

〔クリーン推進課〕清水課長 高浦課長補佐兼生活環境担当課長補佐

池口廃棄物対策担当課長補佐

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕中本課長

〔福祉課〕橋尾次長兼課長

〔障がい者支援課〕米田課長 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

橋本相談給付担当課長補佐

〔長寿社会課〕足立課長 植田介護保険担当課長補佐

〔健康対策課〕渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

井原フレイル対策推進室長 斉藤健康総務担当係長

【こども総本部】景山部長

〔こども政策課〕松田次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐

松本課長補佐兼こども育成担当課長補佐

〔こども相談課〕瀬尻次長兼課長 川上課長補佐兼発達支援担当課長補佐

松竹家庭児童相談室長

〔こども施設課〕斎木課長 枡本子育て施設担当課長補佐

〔こども支援課〕金川課長 松永子育て支援担当課長補佐

大谷保育支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長

〔こども政策課〕木村学校政策担当課長補佐

〔こども施設課〕斎木課長 井上学校施設担当課長補佐

〔こども支援課〕金川課長 松永就学支援担当課長補佐

〔学校教育課〕西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

岡田課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐

〔生涯学習課〕毛利課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 矢木図書館長

〔学校給食課〕伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 土井議事調査担当主任

傍聴者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 奥岩議員 門協議員 徳田議員 戸田議員

西野議員 又野議員 松田議員 森田議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者 2 人 一般 2 人

審査事件

議案第 7 8 号 令和 3 年度米子市一般会計等の決算認定について

〜〜

午前 10 時 00 分 開会

○土光分科会長 ただいまから予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

森谷委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

13 日の本会議で予算決算委員会に付託された決算関係議案、議案第 7 8 号、令和 3 年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分を審査いたします。

審査は、教育委員会、こども総本部、福祉保健部、市民生活部の順で、発言通告一覧表に沿って行いますので、よろしくお願いします。発言通告を受けて、それに沿って行いますが、関連の質問に関してはその都度受けます。活発な議論を期待します。

この際、委員の皆様申し上げます。審査終了後に分科会としての指摘事項の取りまとめを行います。指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、指摘される際には、質問や要望で終わることなく、これは指摘事項であるということをはっきり伝えていただきますようお願いします。

それでは、初めに、教育委員会所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表 1 ページを御覧ください。

まず、127 ページの事業番号 254、事業名、地域とつながる学校支援ボランティア事業について、吉岡委員から発言をお願いします。

吉岡委員。

○吉岡委員 こちらの質問については、取下げでお願いをいたします。

○土光分科会長 分かりました。

では、次に行きます。130 ページ、事業番号 259、事業名、小学校学校図書館運営事業。

錦織委員。

○錦織委員 この小学校学校図書館運営事業で、この事業番号のページ見ますと、令和元年に比べて令和2年、令和3年と決算額が増えている理由について、まずお願いします。

○土光分科会長 斎木こども施設課長。

○斎木こども施設課長 令和元年度に比べまして決算額が増えた理由でございますが、令和元年度は、非常勤職員として任用期間が夏休みの期間を除く11か月だったものを、令和2年度は夏休みの期間、開館により児童生徒の読書量を増加させるとともに、質の向上をした読書習慣を定着させるため、1会計年度内の任期とする会計年度任用短時間勤務職員の任用によりまして12か月としましたことから、報酬の費用が増加したものでございます。また、令和2年度より令和3年度が増加しましたのは、任期の更新によりまして報酬の加算が生じたためでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 この図書司書の方は会計年度任用短時間勤務職員ということなんですけれども、この勤務時間と、それから処遇についてお聞かせください。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 学校司書の勤務時間と処遇でございますが、勤務時間につきましては1週間当たり28時間としております。勤務を要しない日としましては、日曜日及び土曜日、並びに勤務表に定める日とさせていただいております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 当然、開館日が増えれば貸出しとかなども増えると思うんですけれども、その点での効果はどうなんでしょうか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 貸出しの傾向でございますが、学校図書の貸出冊数につきましては、令和2年度は学校司書を1年間の任用に変更したことにより機会を増やしました。夏休みの期間中の開館を増やすことによりまして、前年度に比べ増加いたしました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策として図書館の利用制限を行ったことから、前年度に比べ減少となったものの、前々年度よりは増加しております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。すみません、それで、通告してないんですけども、今、図書館といえば、不登校の児童が図書館までは来て勉強したり本を読んだりということがあろうと思うんですけど、そういった不登校児童生徒との関わりっていうのは、どういう実態があるんでしょうか。つかんどられますかね。

○土光分科会長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 不登校の児童生徒が、おっしゃるように図書館のほうを利用しながら、また、そこをきっかけとして学校に来るといようなこともございますけれども、学校図書館は学校図書館本来の機能がございますので、そのためのスペースを設けているということではございませんので、例えば保健室ですとか、あるいは校内の適応指導教室等と連携しながら対応しているところでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。次は、130ページ、事業番号260、小学校学校業務支援システム管理事業について。

安達委員。

○安達委員 この業務支援システム管理事業について質問するに当たって、事前に情報をいただきながら、少し組立てを考えてみました。その中で、まずこの事業の内容とかメリット、特性、それと、2点目にこの成果、掲げてありますけれども、支援システム導入の成果っていうことを2点目にお聞きしたいなと思いますし、3点目には、この支援システムの運営事業費や財源内訳的なところをお聞きしたいと思います。

まず、事業の内容とかメリット、特性、このことについてお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 事業の内容、メリットでございますが、本事業の支援システムは平成30年度から県内全市町村が共同で導入したものでございます。児童生徒の出席処理、成績管理、体力テストや健康診断などの個々の記録を管理するといった校務を効率的に処理するものでございます。当該支援システムを統一化することによりまして、教職員の県内他市の異動に際しまして取扱いがしやすい、連絡掲示板、個人連絡など校内及び他校の教職員と情報共有、連絡調整が容易になるというメリットがございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 答えていただいたんですが、ヒアリング、意見を交換するときに、こういうシステムが平成27年頃ですか、導入されたように聞いたと思うんですが、それまではどのようにされていたのかなと思いつつ、情報と引継ぎ的なことを当時は随分時間かけてやっておられたように聞きました。このことが非常に支援システムの確立につながったんじゃないかなと思って、再度確認の意味でお聞きさせてもらいました。ありがとうございます。

次に、この導入によってどのような成果が考えられたか、また、この1年、決算として上げられたか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 導入による成果の分析でございますが、令和3年6月に実施したアンケート調査によりますと、成果内容としまして、通知票、指導要録、調査票作成の負担軽減が図られた。職員間の情報交換や、授業準備の時間確保につながった。中には、この支援システムで業務の削減が図られ、年間約130時間の業務時間の削減が図られたといったような回答もございました。このように、教職員の業務削減が図られ子どもと向き合う時間の確保が図られるなど、一定の効果が得られることから、今後もこの事業を継続したいと考えております。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 お聞きして、いろんな点を成果として上げておられるんですが、ここに上げられなかった以外のことってというのは、今言われた以外のこと、あんまりいいことばかりではなかったように思うんですが、そのようなことはなかったんでしょうか。非常に、システム化によって引継ぎや、それから、いわゆる勤務時間が削減されたりということをお聞きしたんですけれども、それ以外のことで、あったら教えていただけませんか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 これ以外のデメリットでございますが、やはり新しいシステムでございますので、その業務を習得するまでの時間等々が生じたというのが、一つデメリットとして上げられるかと思います。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 3点目については、非常にそういった成果が随分上げられるに当たって、財源を少し考えてみようかなと思いました。かなりな大きな経費、県内で全体的に取り組もうとされたんでしょうから、運営事業費とか財源っていうところはどのように配分されたり、市に当たってはどのような財源補填、確保があったのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 システムの運営事業の事業費、財源内訳でございますが、県内全体の支援システムの年間事業費は約3,350万円となっており、その負担は県内市町村が学校数に応じた案分の割合に応じて負担しておりまして、米子市は436万3,000円を負担金として、管理・運用している鳥取県自治体ICT共同化推進協議会に支出しているものでございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 スケールメリットっていうんでしょうかね、県内全体で協議会をつくられていろいろ意見を持ち上げて、一つの方向に向かっていかれたかなと思います。この鳥取県自治体ICT共同化推進協議会というのを見させてもらったんですが、県内のそれぞれの分野から現場の教職員も含めて協議会がつくられて、毎年何回か定例的に会議を開かれて、この目的化に向かって進んでおられるように見ました。住民サービスの向上とか、それぞれの意見が反映されて何年かたってきたので、かなり実績が積まれたかなと思っております。私、このことがこれからも進められることを願いながら、この質問に代えたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○土光分科会長 じゃあ、次に行きます。同じページ、130ページ、事業番号260…

はい、錦織委員。

○錦織委員 すみません、ちょっと。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 260番の、ちょっと聞いてみたいんですけども、結局この金額っていうのはシステムの利用料っていうことで毎年変わらない、例えば開発したり導入したりするときにはお金はかかるかもしれないけど、ずっと経費としてかかってくるわけですか。確認です。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 令和3年度につきましては、維持費という形でこの金額のほうを支出しております。委員言われてましたように、今後システムの改修でありますとか等々の追加の負担がもし生じましたら、そこで負担が新たに生じるという考えでございます。以上です。

○土光分科会長 よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 では、次に行きます。１３５ページ、事業番号２６９、小学校特別教室等空調設備改修事業。

津田委員。

○津田委員 すみません、ヒアリングで了解しておりますので、この２６９に関してはよろしいです。

○土光分科会長 １４１ページの事業番号２８１、これも取下げということでよろしいですか。

○津田委員 はい。よろしくお願いいたします。ヒアリングで了解しております。

○土光分科会長 分かりました。

では、次に行きます。１３５ページ、事業番号２７０、啓成小学校校舎等整備事業。

吉岡委員。

○吉岡委員 先日、啓成小学校を内覧させていただきまして、かなりよく分かりましたが、質問通告はその前にしておりましたちょっとかみ合わない質問になっておりますが、お手洗いのことなんです。見学させていただいたときに、もちろんほとんどもう洋式になっていたんですが、和式のトイレも残っていたということで、この理由について伺っておきたいです。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 和式トイレを残す理由についてでございますが、トイレの整備に当たりましては洋式の便器を基本としておりますが、和式便器の必要性、需要もあることから、和式便器を残しつつ洋式便器を設置しているところでございます。トイレの設置状況につきましては、校内便器５５個ございまして、その内訳として和式が６個、洋式が４９個、小便器が３４個となっております。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ありがとうございます。和式じゃないと駄目な子どもさんもおられるっていうことを見学のときに伺いまして、接触が嫌とか、そういう、これからも整備に当たってはそういう細かい配慮をしていただきますよう要望しておきます。

次に、国でも、エコスクールなど学校の断熱とか省エネルギー化ということを推進しておられますが、内覧のときにちょっと聞き忘れまして、啓成小学校の建設に当たっての断熱材とか、その他環境に配慮した部分について教えてください。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 断熱材の使用状況、環境に配慮した対策についてでございますが、断熱材の使用状況につきましては、壁にウレタンの吹きつけ、屋根に断熱材の敷設を行っております。最上階の天井裏には熱反射シートを貼り付けまして、グラスウールを設置してございます。また、倉庫を除く全ての窓にペアガラスを採用してございます。環境、省エネに関しましては、全ての照明にＬＥＤを採用して省エネ対策を図っているところでございます。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ありがとうございます。断熱、省エネに努めておられるということがよく分かりました。米子市も、脱炭素先行地域に選定されたということで、より、これから公共

施設のカーボンニュートラル進めていかなければならないのかなと思っています。国のエコスクール整備の補助金などの活用については、今後の学校の整備で考えておられますでしょうか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 エコスクール補助金等でございますが、このたびの設計に当たりましたが、断熱材、省エネ対策のものを設計に組み込んだ上で、設計のほう補助金を採用いたしまして、学校環境改善交付金を利用して整備のほうを整えております。御指摘のエコスクール補助金につきましても、制度が日々ちょっと変わっておりますので、その辺りを研究しながら、使える補助金を探ってまいりたいと考えております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 今の段階では、断熱、省エネということなんですが、これからエネルギーをつくり出していくという方向にも学校向かっているようですので、その辺りについても、また調査研究をお願いしたいと思います。

次に、ほかの新設じゃない学校の断熱に関してなんですが、どのような対策を今、進められておられるかを伺います。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 既存の校舎への取組でございますが、これまでも長寿命化改修や空調設備の改修、日常的な修繕に際しましては省エネタイプのものを使用することに努めております。今後もこれらと併せまして、環境に配慮した対策を努めてまいりたいと考えております。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 なかなか、弓ヶ浜地域のように合併とかそういうこともあって改修というめどが立ちにくいとは思いますが、先日、加茂小学校でD I Yによる断熱改修のワークショップがありました。断熱をするということもとても大事で、子どもさんや教職員の皆さんの環境がよくなるということはいいいことなんですが、その作業そのものが地域の方も大変協力をされて、子どもさんも親御さんもととても楽しそうにされていたということで、地域づくりという面でもとてもこれはいいい取組だなと思いましたので、また鳥取県、民間事業者と協力して、米子市も積極的に関わっていただけたらと希望しておきます。以上です。

○土光分科会長 この項目に関して錦織委員から発言通告がありましたけど、これは取消しということで。

○錦織委員 はい、通告のときとちょっと変わってきたので、取り消します。

○土光分科会長 135の今の事業番号270はこれで終わります。

次に行きます。次は、131ページ、事業番号262、事業名、準要保護児童就学援助事業。

まず、吉岡委員から。

○吉岡委員 続けて失礼いたします。この準要保護の児童の方の数字は書いてあるんですが、この入学者数、児童の全体における割合というのの変化について教えてください。それと併せて、コロナによる影響などについても教えてください。

○土光分科会長 金川こども支援課長。

○金川こども支援課長 小学校の児童数全体における準要保護に認定された児童数の割

合とコロナの影響でございますが、まず、割合につきまして、令和元年度、20.7%、令和2年度、20.6%、令和3年度、21%となっております。この推移につきましては、特に令和2年度及び令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されましたが、近年と同様にほぼ横ばいで推移しておりまして、引き続きその影響を注視しながら、就学に係る保護者の経済的負担の軽減を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 よく、この数字が貧困の目安などとされていますので、コロナで随分と増えているのではと懸念しておりましたが、横ばいということではっておりますが、生活保護世帯は対象ではないので、生活保護も含めたらどうなってるかというのは検証が必要かと思います。この数だけではなかなか、児童数そのものも年々減っているように思いますので、割合で見えていかないといけないのかなとは思いますが、この数字だけでなく、学校の児童生徒に関わるあらゆる数字から子どもの状況の把握ができるよう、今後もデータの集積と、あと、こども総本部全体での共有に努めていただくよう要望いたします。以上です。

○土光分科会長 では、錦織委員。

○錦織委員 私は、262番の今の準要保護の世帯の小学校と、279番の中学校と併せてお聞きしたいと思います。この就学援助は学用品費、新入学用品費、それと修学旅行の費用の一部を支給するという事なんですけれども、令和3年度の支給日をそれぞれ教えてください。

○土光分科会長 金川課長。

○金川こども支援課長 学用品費、新入学用品費、修学旅行費のそれぞれの支給日でございますが、まず、学用品費につきましては、小学校、中学校ともに年度末の3月に一括支給しておりまして、令和3年度は令和4年3月9日に支給しております。続いて新入学用品費でございますが、就学前に新入学準備金として申請があった児童生徒につきましては、前年度の令和3年2月7日に支給しております。それ以降に就学援助の申請があり4月1日付で認定となった児童につきましては、6月21日に支給をしております。

続きまして、修学旅行費でございますが、各学校において修学旅行の実施時期に合わせて支給をしております。支給日は学校によって異なっております。事前に支給している学校が多いところでございますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行の実施時期が変更になったことや、旅行先を変更したことなどにより、実施後に支給する場合がございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 それで、私が考えるのには、4月1日認定になった、後から認定された子どもが6月21日に支給ということは、ちょっと遅いんじゃないかなと。事務手続、もう認定されてるわけですから、これはもう、4月中にでもやっぱり支給をするということが必要じゃないかなというふうに思います。それと、学用品費、一括で3月9日なんですけれども、これも例えば、前期・後期というふうに分割して支給する、そういう考えはないのかということをお聞きします。

○土光分科会長 金川課長。

○金川こども支援課長 まず、学用品費につきましては、現在、児童生徒の転校等により返還金が発生することを避けるために、保護者のそういった利便性もありまして、年度末の3月に一括支給をしているものでございます。また、新入学用品費につきましては、新入学準備金として支給したものは事前ということになってるんですが、新入学用品費として4月以降の部分に申請があったものにつきましては6月21日に支給しておりますが、こういった費目につきまして、就学援助の支給方法や時期につきましては支給業務を適切かつ効率的に行うための業務改善に今、取り組んでいるところでございまして、引き続き保護者や学校の負担、こういったものも考慮しながら、改善等に向けて考えていきたいというふうに準備を進めております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ぜひ改善に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、令和元年から3年、例えば小学校のほうだと4,000万弱ですけども、令和4年が400万ぐらいアップしてますし、それから、中学校でいうと令和3年が4,148万9,000円が令和4年が5,237万9,000円というふうになってますが、このアップした理由は何でしょうか。生活困窮世帯が増えるという予測の下ではないと、さっきの話では思いますが、理由をお尋ねします。

○土光分科会長 金川課長。

○金川こども支援課長 学用品費、新入学用品費等につきまして、その時々、学用品の必要な実態を併せて金額の改定を行っているところでございます。令和元年から2年度にかけて、あるいは3年度につきましても、金額の改定を行ったことにより支給総額が増額となったものでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 そしたら、それは直接学用品費が値上がったっていうか、それに合わせて支給金額が変わってきたということですよね。

○土光分科会長 金川課長。

○金川こども支援課長 そういった実態を把握しながら、適正な就学援助の水準を検討した結果ということでございます。

○土光分科会長 就学援助に関して、小・中学校はこれで終わっていいですね。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。126ページ、事業番号251、不登校いじめ対策事業について。

安達委員。

○安達委員 この事業について、3点ほどお聞かせ願ったと思うんです。この事業そのものに、自分もですけども、新聞でも常にどっかで記事が載っていることが多くて、市ではどのように対応、事業を成果として上げておられるかをお聞きしたいと思いますので、まず3点ほど上げております。児童生徒の意欲やコミュニケーション力の向上を図るためについていうところで、ICTの活用をっていうのが実績に上げておられますが、このICTの活用や創作活動とはどのような内容のことなのか、また、いつ頃からこのことを始めておられるのかお聞き願ったと思うんですが、お願いします。

それともう一つは、こうした活動が児童生徒に今後どのようにつながっていくのか、そ

の効果も教えていただければと思うんですが、最初のこの2点、お願いします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 では、まずICTにつきましては、例えば、社会や理科の学習の動画をこのフレンドリールームで視聴したり、学習アプリのすららを使いまして個別に学習を進めたりしながら活用しているところでございます。このICTにつきましては、令和3年4月に市内の全ての児童生徒に1人1台端末が整備されたことから、令和3年度から米子フレンドリールームに通う児童生徒の端末を当ルームで保管しまして、活用しているところでございます。こうした活用によりまして、当ルームに通う児童生徒の学習がこれまで以上に充実しますとともに、個人の学びの状況に応じた個別最適な学びを保証することができるようになったというふうに認識しております。

続きまして、創作活動につきましては、図工ですとか美術、家庭科、書写などの実技教科を当ルームで行っているものでございまして、これらの活動は在籍校と連携しながら、これまでも、令和3年度以前から継続して実施してきたところでございます。通ってくる児童生徒の一人一人の得意なことですとか、好きなことを生かした創作活動によりまして、自信や意欲を持って取り組むことができっております。先日の内覧会のときに、デッサンをぜひ飾ってほしいというような声が生徒から出て、内覧会のときに二、三枚掲示させていただいておりましたが、こういった子どもの姿を今後も期待しているところでございます。ICT、そして創作活動、こうした児童生徒の姿は、例えば学校復帰をするときの原動力となったり、あるいは、学校復帰につながらないまでも、児童生徒が生き生きと生活することにつながったりするものと期待しているところでございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 先ほども別の事業のところで、学校図書館に行けても教室に入れない子どもとかもちよっと引き合いに出されたり、以前は随分議論もあったと思うんですが、保健室まで子どもが入っても教室に入れない、そういったこともケースとしてはあった。一方では、先ほど、私、最初に聞いた、いわゆるICTの利用活用とか個々に合わせた活動のありよう、指導っていうのを言われました。そういった、以前の教室には入れない子とかが今どのようになってるか、それから、図書室までは行くんだけどもってという子はまだ依然としてあるのか、少し実態を、分かるところで教えてもらえたらと思うんですが、お願いします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 結論から申しますと、非常に多種多様な状況が今、学校のほうで起きておりますし、1人の児童生徒、お子さんについても、その時々によりまして、その段階によりまして、例えば初期の頃は保健室までは行けたけどというお子さんが別室になら行けるとありますとか、図書館なら行けるでありますとか、あるいは、1日に1時間でも教室のほうに上がれるとか、そういった状況で、非常に多種多様な状況が今あります。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 個々に合わせたっていうことの中で、どのような実態をってちよっと深掘りをさせてもらったんですが、ありがとうございます。そして、決算ですから、事業の効果とか次年度への継続事業への足がかりとかっていうことが出てくるんですけれども、決算

額の増加について、前年度対比的のところをさせてもらったんですが、その内容とかがお聞かせ願ったらと思うんですが、よろしくお願いします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 決算額の増加の内容につきましては、まず令和2年度は、法改正に伴いまして、それまでの非常勤職員を会計年度任用職員というふうになったことから、任用形態や給与、勤務条件等の変更によりまして人件費が増加したということでございます。それから、LAN配備を併せて整備しておりますので、このことで増加になっております。続きまして、令和3年度につきましては、先ほど申し上げた1人1台端末のタブレット保管庫として購入したことでございますとか、あるいは、フリースクールに通う児童生徒に対しまして、その費用の一部の補助を始めたことによる増額でございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 そういった経費が少し増加したというところですけども、先ほど言われたフリースクールへ通う子と、この子たちはフリースクールには通えるけれども、普通の学校にはなかなか通いづらいついていう現象もあるんでしょうか。ちょっとそこも併せてお願いしたいんですが。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 こちらも一律に、学校に、あるいはフレンドリールームに通えないからフリースクールというふうなことでは、確かなことは言えませんが、そういった様々な状況があってフリースクールに通ってきておられるというふうに認識しております。

○土光分科会長 次にいきます。127ページ、事業番号253、スクールソーシャルワーカー活用事業。

安達委員。

○安達委員 この事業、スクールソーシャルワーカー活用事業ですけども、この質問を上げるに当たって何点か情報交換をさせてもらったんですが、3点ほどお聞きしたいなと思います。

まず、児童生徒の課題解消に向けて、どういったところで、どのような関係機関と、どのような連携をしたかということと、2点目には、その効果をお伺いしたいと思いますので、児童生徒の課題解消に向けてどういった関係機関との連携を図ったか、そして、その効果についてお伺いします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 まず、スクールソーシャルワーカーが問題行動や不登校、あるいは家庭での養育上の問題など、学校だけでは解決が難しい児童生徒、生徒指導上の諸課題に対しまして、学校からの相談に応じてコーディネート役となりまして、ケースに応じて、関係機関としましてはこども相談課、家庭児童相談室、それから児童相談所、あるいは警察、あるいはスクールカウンセラー、医療機関等と学校とをつなぎながら、児童生徒への支援や指導を行っているところでございます。そうした各関係機関が、専門的な視点から学校へ対応について助言したり、児童生徒に対して直接的な支援や指導を行うことによりまして、子どもたちの家庭生活や学校生活の状況は少しでも好転したり安定したり、そういった効果が見られるところでございます。

○土光分科会長 安達委員。

○**安達委員** 今、課長のほうからそういった内容を教えていただいたんですが、その実績表から何うと、この事業の成果の中で、継続支援っていう言葉を使って次年度への事業も継続されようとしてるのかなと思いつつ、先ほど言われた実績と、この継続支援がもう一つ自分の腑に落ちないっていうんですか、すっとん理解が深まらないところがあったので、いわゆる継続支援の実績というところで、もう一度その内容や意図を、背景を教えていただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○**土光分科会長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** 少し分かりにくいところがあるかと思いますので、ちょっと説明させていただきますが、この継続支援とは、状況の解消や好転は見られないものの、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭とつながって支援を継続しているというケースでございます。対応するケースは年々複雑化、多様化してきておりまして、解消や好転することに非常に時間を要するケースが少なくございません。こうしたケースに対しては、まずは支援や関係を切らさないということが大切であることから、問題の解決または好転とともに実績指標として併記しているところでございます。

○**土光分科会長** 安達委員。

○**安達委員** ヒアリングのときも若干言葉を交換したと思うんですけども、ほかの項目を上げるところでは、児童生徒への抱える問題件数とか、解決した、好転したって先ほど課長も言われたんですが、次、3点目に継続支援っていうのが、少しカテゴリーでしょうか、ちょっと分かりづらいところがありましたので、今後もう少し分かりがいいっていうんですか、実績表として分かりのいい状態の表記でお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○**土光分科会長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** そのように改善してまいりたいと思います。

○**土光分科会長** この件に関して吉岡委員から発言通告がありますが、これは取下げということで。

吉岡委員。

○**吉岡委員** はい、取下げで。ヒアリングで理解いたしましたので、取下げでお願いします。

○**土光分科会長** 分かりました。

では、次に行きます。次は、128ページ、事業番号255、日本語教育推進員等設置事業。発言はどちらがされますか。

田村委員。

○**田村委員** それでは、伺ってまいります。まず、事業内容についてということで、推進員を配置されるということですが、この母語としては何か国を想定されてるのかを伺います。

○**土光分科会長** 西村課長。

○**西村学校教育課長** まず、タガログ語、これはフィリピンの母語でございまして、タガログ語と、英語圏の国をカバーするために英語、この2か国を想定しております。

○**土光分科会長** 田村委員。

○**田村委員** 分かりました。それでは、支援を必要とする生徒数が記載されてるんですが、

今後も全てに対応されていくおつもりなのかお伺いをいたします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 御指摘のとおり、この2か国では全ての児童生徒は対応できないところですが、現在、このタガログ語ですとか英語のこの2言語以外の言語に関しましては、購入しております多言語翻訳機、これ75言語に対応しておりますが、これを5台、必要に応じて学校に貸し出しまして対応しているところでございます。この多言語翻訳機75言語で対応できない国の言葉につきましては、国際交流財団に相談する準備はしておるところでございますが、現段階で全ての子どもに対応できていると、そういった状況でございます。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。では、この指導員、職員さんの雇用形態はどういったものか、また、配置先、どういったところに行っておられるのか、また、その数等をお伺いいたします。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 職員は、まず、日本語教育推進員1名、そして外国語支援員として5名を配置しているところでございますが、日本語教育推進員を会計年度任用短時間勤務職員、そして、外国語支援員を実績払いの外部支援員として配置しているところでございます。実績としましては、日本語教育推進員は4校で現在延べ6名、そして外国語支援員は6校で延べ8名の児童生徒を支援しているところでございます。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。私も国際交流団体長くやっております、こういった方々とのお付き合いも非常に多いんですけれども、親御さんのほうが対応、例えば学校からの連絡であるとか、そういったものを確実に行うという意味では、お子さんにこういう手厚い支援をするというよりは、親御さんへの対応というものの比重が多いほうがいいんじゃないかと私は思いますが、見解を伺います。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 まず、前提としまして、委員御指摘のとおり子どもたちは非常に言葉の吸収は速いんですが、教育委員会としましては日本語習得の支援にとどまらず、学習を理解するための支援、これも併せて継続して行っていきたいというふうに考えております。御指摘の保護者の対応についてですが、こちら人権政策課の取組ではありますが、例えば外国人住民等への支援に関しまして、中央隣保館で日本語識字教室を開催していると伺っております。また、国際交流財団で日本語教室を開催し、日本語習得に向けて支援を行っているというふうに聞いております。学校においては、そういった保護者の方への対応としまして、例えば学校行事等の連絡については手紙のルビ打ちを行ったり、個別に直接連絡をしたりするなどの対応を行っているところでございます。また、学期末懇談等には、必要に応じて日本語教育推進員や国際交流財団の支援員を通訳のために派遣しているところでございます。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。この説明書の中で、決算額と支援を必要とする児童生徒数というのが反比例しとる、生徒数は減ってるのに決算額は増加傾向にある、しかも次年度予

算はさらに増えてるという傾向がございますが、この理由をお聞かせください。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 まず、この支援を必要とする人数の増減がそのまま決算額の増減に反映するものではございませんで、一人一人の日本語の習得状況によりまして支援する時間数も増減しまして、決算額も増減するということでございます。御指摘の点としまして、令和3年度は日本語のほとんど話せない児童生徒の割合の増加、非常に増加しておりまして、そういったことから支援する時間に反映し、決算額の増額につながったところでございます。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。質問は以上なんですけれども、指摘をさせていただこうと思います。

まず、母語としてタガログ語、フィリピン、英語圏の国ということなんですけど、そもそもがフィリピンというのは第2公用語が英語でありまして、私もフィリピンの方とお話するのはタガログ語ではないということを考えると、これはもう英語で対応できてるんじゃないかということが、まず考えられます。ということは、75言語の対応端末にこれは含まれることだというふうに認識できますので、いわゆる人を配置して、手厚いというのは非常にいいことだとは思いますが、立場上ね、私の。これはありがたいことではあるんですけども、次の事業名のICT教材の決算額とほぼ同額、これは中学校の生徒数が約三千五、六百名とするならば、たった14名のために同額を使ってるということは極めて非効率的であるというふうな思いを、これは指摘せざるを得ません。そして、また実績払いの外部支援員ということですが、いわゆる小学校、低学年だと思いますが、言葉のいわゆる達成度、アチーブメントが確立してない、要は市としての求めるレベルなのかどうかというのはこの実績払いの外部支援員に委託されてるわけでありまして、この人が達成できてないと思えば、青天井にこの予算を使って指導をすることができるという体制であるということは非常に問題があるというふうに指摘をさせていただきます。

また、先日の総務政策分科会の中で松田委員が指摘をされました、いわゆる市政の情報発信というものについて、多言語発信ができるカタログポケットというアプリの活用についてお話をされておられましたが、これも私、見てみますと、やはりローカルPDFを翻訳してくれるといった非常に優れたものでありますし、いわゆる紙媒体の教科書というものも、こういったもので、その言語に訳した状態で提供できるんじゃないかということが考えられます。したがって、ICTを進めていく、先ほども1人1台のタブレットであるとか、また、学校のWi-Fi環境の整備であるとか、そういったことを勘案しますと、十分にそういった機械で対応ができる。また、先ほどタガログ語、英語以外の方に関しては多言語翻訳機5台で対応できると、対応できない言語に関しては国際交流財団の相談などということなんですけど、対応できない言語って何だっていうふうに逆に思うわけなんです。

したがって、本当にほかの町では、例えば学校が、授業が終わった後になかよし学級のなものとして集合学習をしたりとか、例えば中学校区の公民館活用して、そこでの集合学習を行う、また、今、既存の富士見でやっておられるような識字教室、こういったものを全市展開するような形で、この決算額というのは今後圧縮できるんじゃないかということ

を指摘したいと思います。以上です。

○土光分科会長 ほかに、ありませんか。いいですね。

錦織委員。

○錦織委員 予算が圧縮できるんじゃないかというような話もありましたけれども、生の声でやり取りするというのは非常に大事だというふうに思ってます。それで、ここでお聞きしたいのは、実績払いの外部支援員っていうのはどういう立場っていうか、どういう方なんでしょうか。お聞きします。

○土光分科会長 岡田学校教育課長補佐。

○岡田学校教育課長補佐兼人権教育担当課長補佐 外部支援員ですけども、日本語指導について専門的に学んでいる方でございまして、日本語教育能力検定試験の合格者でありますたり、財団の日本語クラスのボランティアパートの経験者を配置しております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 実績払いということになると、その人によって金額がそれぞれ違いますか。時給とか何かっていうことですよね。

○土光分科会長 岡田課長補佐。

○岡田学校教育課長補佐兼人権教育担当課長補佐 時給1,100円で実績払いとしております。

○土光分科会長 ほかに。この件はこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。132ページ、事業番号264、小学校少人数学級実施事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 この少人数学級実施事業の決算額の内訳を見ますと、これが寄附金という項目になっているんですが、これについて御説明いただけますでしょうか。

○土光分科会長 住田学校教育課学務担当課長補佐。

○住田学校教育課学務担当課長補佐 この事業は、少人数学級で先生が増えたところに対しまして、お1人当たり200万円ずつ、米子市が鳥取県に協力金として出します。そのときの執行の節が、米子市の規則の中で27の節があるんですが、その27のうちの節の中の分類としまして、寄附金という節になるということです。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ありがとうございます。ちょっと不勉強で分からなかったもので、教えていただいて。

少人数学級というのは県の事業と伺いました。低学年から30人学級が進められているわけですが、世の中で聞きますと、教員が非常に不足しているということを聞きますので、この少人数学級を進めるに当たって、教員の確保というのはどのようにになっているのか教えてください。

○土光分科会長 西村課長。

○西村学校教育課長 公立学校の教員の採用、確保につきましては、鳥取県教育委員会のほうが行うことになっていることとございます。そうしたことから、現状について詳細は、

市として把握はできておりませんが、県からは教員確保が、委員御指摘のとおり、なかなか厳しい状況にあるというふうなことは聞いてございます。県に対しまして、米子市としてできることがあればしっかり協力してまいりたい、そのように考えてございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ありがとうございます。なかなかちょっと、県で決めて米子市の学校で実施するというのが構造的に分かりにくい部分があるんですが、現場を持つのは市ですので、例えば30人にしたら、生徒さん、児童さんにとってどのような効果があるのか、本当に効果的なのかとか、先生方に負担がないのか、そういう折り合いみたいなものがどこかにないと、じゃあ、35人から30人、30人から20人にすればより教育効果が上がるのかというようなことは、やはり現場でないと分からないことだと思います。そういったことはしっかりと把握検討されて県に上げて、米子市の支出もありますので、この事業がよりよいものになるよう、あと、人材不足ということで、現場の改善は先ほどの業務支援システムなどもありますけど、市の仕事になってくると思いますので、先生方の声を聞いて、少しでも働きやすい環境になるよう努力していただきたいと思います。要望しておきます。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。143ページ、事業番号286、図書館管理運営費。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 この図書館管理運営費の決算の中身を見てみますと、ちょっと分かりにくい部分がありましたので、人件費の面などを御説明いただけますでしょうか。

○土光分科会長 矢木図書館長。

○矢木図書館長 図書館管理運営費の人件費ということでございますけども、まず、米子市のほうで任用しております図書館の事務職員の人件費、報酬、これが図書館管理運営費の報酬の一部となっております。それから、事業を委託しております一般財団法人米子市文化財団の職員の人件費というのは、文化財団に対する委託料の中に含まれているということでございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 一見すると、この職員の報酬っていうのが、市から出てる会計任用の方と、あと、委託のほうの財団の職員の方っていうふうに、二重になっているような感じに思えますし、運営も二重体制みたいな不自然さをちょっと感じてしまいました。以前、指定管理にしてはどうかというような話もあって、市民の反対に遭って、やはり市が運営ということになったと思うんですが、こういうふうに管理者は市の職員、働いてらっしゃる方は委託先の財団の職員さんみたいになることについて、見直しというようなことは考えておられませんか。

○土光分科会長 毛利生涯学習課長。

○毛利生涯学習課長 図書館の職員体制の重複、それから、今の委託制度についての見直しというお問合せでございます。まず、現在、職員体制としては委員おっしゃったところでございますが、市職員である図書館長と事務職員、これが運営業務に当たっております。それから、図書の選書や貸出し、返却等、図書に関する専門的な業務を一般財団法人米子市文化財団に業務委託し、分業しているところでございまして、重複ということではないというふうに考えております。指定管理者制度の導入等の見直しについては、これまで図

書館を運営してきた一般財団法人米子市文化財団職員の司書としての経験、それから司書という専門性、そういうことを総合的に判断しておりまして、今後もこれまでどおりの形態を維持し、業務委託を継続するという考えであります。以上です。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 決算額が予算に比べて減額になっているのは何ででしょうか。

○土光分科会長 矢木図書館長。

○矢木図書館長 決算額が予算に比べて減額になっているということでございますけども、その主な要因といたしましては、図書館管理運営費の中の委託料でございます。この委託料は、先ほども申しましたけども、図書館運営に関する米子市文化財団への委託料や施設の維持管理に要する委託料でございます。減額となった主な要因といたしましては、一般財団法人米子市文化財団への文化財団の職員の人件費、これが見込みより減となったことにより減額となったものでございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 今の運営体制なんですけど、私は市民のときに図書館たまに利用することがあったんですけど、まず、陳情もしましたけどWi-Fiがついてないっていうことで、協議会のほうでも、要望してもWi-Fiがなかなかつかないんだということをずっと聞いておりました。図書館の財団の職員さんに伺うと、それは市の話ですと言われますし、生涯学習課に聞くと、周りの施設との兼ね合いもありますしということで、何かはっきりとしたお答えもいただけてなくて、こういうところにも運営体制の不一致というか、何か不具合というのが出ているのかなとも思いますので、今の運営体制が本当にしっかりと機能しているかどうかというのは、常に検討したりしていただくよう要望いたします。終わります。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 指定管理の見直しをぜひともしていただきたいなというふうに思います。吉岡さんがさっき指摘されたように、管理部門とそれから日常業務、それをしておられる司書さんって、今説明がありましたけど、司書さんもいろいろ経験重ねてやっておられるということも言っておられたんですけども、結局、指定管理ということになると一括になってしまって、この司書さんたちの人件費が毎年毎年上がるようなことに、労働に見合ったことになってるのかどうかということは、米子市としてはどういうふうに思っておられますか。管理者側のほうの運営業務に携わっておられる方は、恐らく昇給というのがあると思うんですけど、その点もちょっと併せて伺いたいと思います。

○土光分科会長 矢木図書館長。

○矢木図書館長 人件費についてのお尋ねだと思いますけども、米子市文化財団の職員さんの人件費につきましては、毎年度、市のほうと文化財団のほうで協議をして予算を決定しているということでございます。これにつきましては、文化財団の職員さんも当然、定期昇給とかそういうものもございまして、そこは市としても認めて予算を組んでいるということでございます。

それから、市が任用しております事務員の報酬でございますけども、これも若干ではありますけども、市の規定によって昇給があるという状況でございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○**錦織委員** じゃあ、確認しますがけれども、司書さんは毎年協議の中で一年ごとに昇給のことなどは協議して、実際にそれを確認して委託料の増に反映してるということですね。

○**土光分科会長** 矢木図書館長。

○**矢木図書館長** そのとおりでございます。

○**土光分科会長** この件に関してはほかにはないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**土光分科会長** 以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○**土光分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第 78 号、令和 3 年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、こども総本部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表 2 ページを御覧ください。続きからやっていきます。

では、34 ページ、事業番号 67、子どもの居場所づくり事業について。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 令和 3 年度に補助を受けておられる施設が、調べたところによると今のところ活動しておられないようなんですが、その報告等についてはどうなってますでしょうか。

○**土光分科会長** 松本こども政策課長補佐。

○**松本こども政策課長補佐兼こども育成担当課長補佐** ただいま質問いただきました補助金を受けた施設の活動実態でございますけれども、令和 3 年度に補助金を受領された施設は、新型コロナウイルス感染防止のため、現在、会場での開催は中止をしておられますけれども、週に一、二回、お弁当の配達や相談対応によるアウトリーチ支援を行っております。

それから、活動実態の把握でございますけれども、活動状況につきましては、実績報告書で確認をしております。加えまして、昨年度は新型コロナウイルス感染状況によりまして開催はできませんでしたけれども、本市主催で開催している子ども食堂等意見交換会によって実施団体との情報交換を行うほか、電話や訪問により実施者と都度連携するなど、それらを通して気になる子どもや心配な家庭に対し、迅速かつ適切な支援を提供するよう努めているところでございます。

○**土光分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** ありがとうございます。なかなか外に向かってそういう配食をしているとかという活動が見えてなくて、何もやっておられないのかしらというふうに思ってしまったわけです。ただ、なかなかコロナ禍で各団体の方々も御苦労があるかとは思いますが、子どもの居場所づくり事業でございますので、配食だと居場所にはならないかなと思います。ほかの子ども食堂さんなど居場所づくりをされている方も、工夫しながら活動しておられるところでございますので、そういったところを報告を小まめに受けながら指導をしていただくとともに、もうちょっと発信のほうも詳しく、そういう事情ですということで、ホームページのコーナーなどで発信していただけるといいかなと思いますので、要望をしておきます。以上です。

○土光分科会長 次にいきます。40ページ、事業番号80、婦人保護対策事業。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 この決算額の中で、人件費が幾らで、何名の相談員の方が配置されているのか教えてください。

○土光分科会長 瀬尻こども総本部次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 女性相談員の人数とその人件費の内訳ということでございますが、こども相談課に女性相談員を2名配置しておりまして、その相談員の雇用形態は、会計年度任用短時間勤務職員でございまして、その人件費の内訳でございまして、すみません、内訳のほうをもう一度確認して発言させていただきます。

○土光分科会長 じゃあ、準備ができるまでということで、ほかの件で。

吉岡委員。

○吉岡委員 通告してないこと聞いてしまいました、すみませんでした。

ふれあいの里にも何個か窓口ができたわけですが、今、一応総合相談ということで、えしこにができてるんですが、そこと女性相談員さんの窓口との連携というのはどのようななっていますでしょうか。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 総合相談支援センターえしこにから女性相談窓口への相談の引継ぎについてでございますが、総合相談支援センターえしこにから、女性相談窓口へのDV、経済困窮等の相談を引き継ぐ場合には、相談者本人の了解を得まして、相談内容を記録したつなぐシートなどを活用して、相談者が相談を繰り返し説明することがないように、丁寧に対応しているところでございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 えしこにができて、それまで包括支援センターに行かなかった相談がそちらに行くようになって、こういった女性相談員さんの範疇にあるものも、まず一旦そちらに行つてつながれるというような形も増えてくるかと思いますが、女性相談員さん2人ということで、お休みだった場合などにえしこに行つて、今日はお休みだからっていうようなことで相談に来られた方がちょっとがっかりするようなことがないように、そこら辺の連携をつなぐシートでしっかり、相談員さんがおられない場合も満足のいく対応ができるように体制を整えていただきたいと思いますので、要望します。以上です。

○土光分科会長 内訳に関しては、後ほどということでいいですね。

松竹こども相談課家庭児童相談室長。

○松竹こども相談課家庭児童相談室長 会計年度任用職員の人件費ですけれども、令和3年度は2名で560万3,000円の人件費となっております。以上です。

○土光分科会長 これに関しては、津田委員から発言通告ありましたが、取下げということではよろしいでしょうか。

津田委員。

○津田委員 すみません、ヒアリングで了解しておりますので、取下げでよろしくお願ひいたします。

○土光分科会長 分かりました。

錦織委員。

○**錦織委員** 相談員さんは結局えしこについていうところが、開設時間っていうか、だと思
うんですけど、津田さんのところに実際の相談支援時間とかって書いてあったから何かさ
れるんかなと思ってたんですけど、時間的には何時から何時まで、例えば何時以降は電話
ですとかっていうようなことが分かってますか。そこをちょっと教えてもらいたいんで
すけど。

○**土光分科会長** 瀬尻次長。

○**瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長** 女性相談員の受付時間。女性相談員の場合で
すと、通常の勤務の８時半から５時１５分まで勤務しておりまして、それ以降は宿直のほ
うに電話が入ったら、家庭児童相談室のほうの公用携帯のほうにつながるような形になっ
ておりますので、２４時間の対応になっておるところでございます。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** 公用携帯は別に相談員さんの公用携帯じゃないと思うんですけど、公用携帯
ってというのは誰が取られるわけですか。一般的ないろんな相談の分で受けられるわけす
よね。

○**土光分科会長** 瀬尻次長。

○**瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長** そうですね。勤務時間外のそういった宿直と
かにかかってきた電話は家庭児童相談室の公用携帯、女性相談の電話であっても、宿直に
かかったら公用携帯のほうにつながるような形になっております。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** 例えばＤＶとかだったら緊急の場合が結構あると思うんですけども、そう
いうときの対応は、もう対応されるようにシステム化はされてるわけですね。

○**土光分科会長** 松竹室長。

○**松竹こども相談課家庭児童相談室長** ＤＶなどの女性相談につきましても公用携帯の
当番が対応しまして、県の西部県民福祉局などに対応をしております。以上です。

○**土光分科会長** 次に行きます。５０ページ、事業番号１００、母子生活支援施設入所事
業。

津田委員、どうぞ。

○**津田委員** 母子生活支援施設入所事業の新規受入れ件数についてですが、現在の母子生
活支援施設の契約世帯は何世帯でしょうか。

それから、あと、入居希望に沿って入居ができているのか、また、対応できなかったと
いうことはないのかということをお聞きしたいと思います。

○**土光分科会長** 瀬尻次長。

○**瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長** 本市の母子生活支援施設の契約世帯につい
てでございますが、令和４年９月１日現在におきまして１５世帯でございます。

それと、もう一点。入居希望に沿って入居ができていないのか、また、対応できなかったこ
とはないのかとのお尋ねでございますが、母子生活支援施設の入所要件は、配偶者のない女
子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童で、入所により自立
の促進や児童の養育などの支援が必要な世帯でございますが、この要件に該当しました入
所希望者には全て対応し、入所することができております。以上です。

○**土光分科会長** 津田委員。

○津田委員 分かりました。では、入所希望者全て対応していただいて、入所することができているということで理解いたしました。

○土光分科会長 次にいきます。62ページ、事業番号123、乳幼児健康診査事業。

錦織委員。

○錦織委員 最初に、住民票のある子どもさんの健診のそれぞれの実施率、6か月、1歳半、3歳児ですかね。お願いします。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 令和3年度の本市の乳幼児健診の受診率についてでございますが、6か月健診は96.4%、1歳6か月児健診は97.3%、3歳児健診は97.5%でございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 今、実施率について答えてもらったんですけれども、それぞれ事務報告の163ページちょっと見たら、6か月健診で結局健診受けてなかったのが40人、それから1歳6か月で32人、3歳児健診で受けなかったのが29人というふうになってますけれども、それぞれ健診ができなかった場合のその後のフォローについて伺いたいと思います。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 各健診を受診できなかった場合のフォローについてでございますが、各乳幼児健診未受診者につきましては、文書での受診勧奨に加え、地区担当保健師から電話や訪問などで受診勧奨を行うとともに、状況を把握し必要な支援を行っております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 フォローしていただいたみたいですが、結局、令和3年度については、未受診者については連絡が何らかの形で取れてるということでしょうか、確認します。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 未受診者につきましては、把握をしております。

○土光分科会長 この件に関してはよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に、いきます。63ページ、事業番号125、5歳児健康診査事業。

錦織委員、どうぞ。

○錦織委員 5歳児の健康診断について、健診の目的について改めてお尋ねしたいと思います。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 5歳児健診の目的についてでございますが、発達、情緒、社会性、集団行動の場面等で課題のある児童を早期に把握し、児童や保護者へ早期に支援を開始するための気づきの場であり、保護者が児童の特性に気づき、より健全な育成のための支援につなげること、保護者の就学への不安解消、児童への適切な対応や就学に向けての準備につなげることを目的としております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 この健診の特徴的なのは、乳幼児健診と違ってお母さんが健診のところに連

れていくってというような、過去とちょっと違うようなんですけれども、健診の実施方法についてお尋ねします。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 本市の5歳児健診の実施方法についてでございますが、まず、一次健診としまして、令和3年度中に5歳に達する市内の全児童を対象に、児童の様子や行動についてのアンケートを送付しまして御回答をいただき、その結果を、支援の必要性が低い、幾らかある、あるの3段階で評価いたしまして、その結果を保護者にお知らせしております。

次に、一次健診の結果におきまして、支援の必要性があるということで保護者が希望する場合は、心理士による発達・子育て相談や学校教育課指導主事による就学相談を実施する5歳児相談会、または、医師による診察の二次健診を実施しております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ここで気になるのが、支援の必要があるなという子どもさんと、相談希望がないっていう方の150人へのフォローはできてるのかどうかという点についてお尋ねします。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 支援の必要性があるが相談希望がない150人の方へのフォローについてでございますが、一次健診の結果を送付する際に、日頃の子育てのヒントになるお子さんへの対応の方法を記載したチラシと、巡回相談、発達相談、ペアレント・トレーニング等の発達支援、発達相談ホットラインの相談窓口の案内を併せて送付しております。案内を送付することにより、相談希望のなかった方からの相談があれば、訪問発達相談、巡回相談等の支援を行っております。また、相談がない場合でございますけれども、電話で家庭での関わりや困り感などについてお聞きし、必要に応じて保育園等へ巡回して、子どもに合わせた支援に努めております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 だから、一次アンケートをして、次、二次審査になるわけですけども、親が必要ないと思ったとしても、一応その方に、150人のところにはいろんな手だてでやられるってということなんですけども、令和3年では一次アンケート1,300人送られてますけども、アンケート自身が返ってきたのが1,221人で、93.9%、後で事務報告見たもんですから、164ページに書いてありました。そうすると、その返ってこなかったところの子どもは79人もいるんですよね。第一次のアンケートで返ってこなかったところにはどうしているんでしょうか。150人に入りませんよね、当然。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 アンケート未返送者につきましては、はがきによる再勧奨を2回実施しております。それでもまだっていうことであれば、先ほどと同じような形で連絡のほうをさせていただくような形で、全員の把握に努めてまいっております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 最初のところで答えがないところが心配だったんですけども、そこんところにも何回かはがきも出したりとか、場合によっては行く、訪問するなりとはしておられる

んですけども、人数が多いので、もしかしたらなかなか手が、保健師さんなんかの数も限りがあることだし、大体どうなんですかね。最初のアンケートに答えなかった人たちは、割合としてはやっぱり何人か残ると思うんですけども、その残ったところがやっぱり一番心配だと思うんですよね。今、子どもさん、その人たちが保育園に入れてなくて、家で虐待死だとかね、何かそういうことも、悲惨な事件もあるわけなので、本当に入院しておられるとか、そういう具体的に分かればいいと思うんですけども、そこをやっぱりちゃんと追っていかないといけないと思うんですけど、その点の体制っていうのは取れてるんでしょうか。

○土光分科会長 川上こども相談課長補佐。

○川上こども相談課長補佐兼発達支援担当課長補佐 アンケートの回答がなかったケースにつきましては、名前のほうも把握できておりますので、巡回相談等で保育園に訪問したときに様子を見てくるとか、保育士さんにお尋ねしたりとか、そのような対応はできております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 じゃあ、米子市の5歳児健診で、大体、米子市全部の少なくとも住民票のある子どもさんの状況は、米子市はつかんでいるというふうに思っているんですね。

○土光分科会長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 そのとおりでございます。

○土光分科会長 この件に関してはこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。47ページ、事業番号93、放課後児童対策事業（なかよし学級）、これについて。

塚田委員。

○塚田委員 放課後児童対策事業（なかよし学級）について、今後の方向性についてお伺いいたします。人数の受入れ見込みについてお伺いしたいと思います。

○土光分科会長 斎木こども施設課長。

○斎木こども施設課長 人数の受入れ見込みについてでございますが、なかよし学級におきましては待機児童が発生している状況にございまして、解消に向けて指導員の確保や教室の確保に引き続き努めているところでございます。

定員数につきましては、教室の改修等によりまして僅かながら増やしておりまして、令和4年4月の1日現在、定員数は1,002人となっております。待機児童数は減少傾向となっておりますが、なかよし学級に対する一定数の潜在的需要があると考えております。今後も民間児童クラブの入級状況も分析しながら、教室の確保と指導員の確保をしつつ、定員数を増やしていく必要があると考えております。以上です。

○土光分科会長 塚田委員。

○塚田委員 民間児童クラブもどうしても中心市街地に集中しているっていうのがよく見かけます。中心市街地以外のなかよし学級の待機児童がなくなるように充実してもらいたいなと思っております。

それと、今後の課題、方向性のところに、健全育成に取り組むとありますが、民間児童クラブのような付加価値をつけるなどの取組とかはありますか。お聞きしたいと思います。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 付加価値をつける等の取組についてでございますが、なかよし学級は、放課後や学校休業日にその学校に通う児童を預かり、宿題、読書、外遊びなどの場を提供することで、児童の健全育成を図ることを目的としております。一方で、民間児童クラブにつきましては、なかよし学級の目的に加え、英会話、パソコン、水泳等の習い事や預かり時間の長さ、送迎等で付加価値をつける等、特色のある運営をされているところでございます。なかよし学級の取組としましては、コロナ禍で今はできておりませんが、勾玉づくりや警察による交通安全講習、校長先生によるマジックショー等のイベントを通して、子どもたちの想像力を高める工夫をしてまいりました。今後も新型コロナウイルス感染症の感染対策に注視しながら、様々な学びや遊びを提供する活動を再開してまいりたいと考えております。以上です。

○土光分科会長 塚田委員。

○塚田委員 先ほどの答弁の中に、コロナ禍で今できておりませんか、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながらというのがありましたが、民間のほうはどうしてもやっぱり民間ですのでいろいろ動いておられます。本当にコロナ対策をしながら、いろんなことをされています。子どもたちが飽きないように、どうしても楽しめるように動いておりますので、市のほうのなかよし学級のほうもちょっとそういったところを加味しながら動いていただきたいなと思っております。

なかよし学級と民間児童クラブの今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 今後の方向性についてでございますが、なかよし学級は同じ学校の児童が集うなじみやすさと各学校の敷地内にある利便性から、今後も一定程度の充実を図る必要があると考えます。また、民間児童クラブは特色のある付加価値を持っておりまして、多様な選択肢の一つとして役割を担っていただいております。このたび市内の小学校に通う児童及びその保護者に対しまして、放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査を行っているところでございまして、アンケートの結果分析から、なかよし学級と民間児童クラブ、その他、放課後の過ごし方等の需要、在り方を見極める必要があると考えております。今後は、子どもの放課後の居場所づくり対策として、なかよし学級と民間児童クラブのみならず、地域の方々との連携による子どもの見守りなど、他の事業や方策を総合的に、一体的に考えてまいりたいと考えております。以上です。

○土光分科会長 塚田委員。

○塚田委員 ありがとうございます。私もちょっとこの件でいろいろ視察に行ってみまして、いろんな民間の児童クラブのほうにお邪魔してお話を聞いてきました。お話聞く前に、私の中では今後どうしたいかなというのを頭の中に入れてながら質問を考えてた中で、もしかしたら、なかよし学級をやめて民間に任せてくださいっていう答えが来るのかなと思ひながら、お邪魔して話したんですけど、皆さん、聞いた先生方の声は、民間児童クラブとしては、なかよし学級も現状のままで運営してもらいたいと。民間児童クラブへの要望としては、行政発信の研修、現場視察などを行っていただいて、本当に民間の児童クラブでも全然質が違ふと、同じライバルっていうんですかね、仲間同士なんですけども、同じ児童クラブなんですけど、全然質が違ふというのをすごく肌で感じるの、そういっ

たところを正していただきたいと。あと、保護者とのコミュニケーション向上も図っていただきたいと。行政としてやっていただきたいのはそういうところかなっていうところを第一に考えていますというところでした。こういった声がある中で、当局の見解をお聞かせください。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 民間児童クラブへの関わり方でございますが、民間児童クラブの職員に対する行政発信の研修につきましては、鳥取県が放課後児童支援員認定資格研修を企画してございまして、研修開催の都度、各民間児童クラブに御案内をし、参加を求めているところでございます。

現地視察につきましては、児童福祉法等に基づく指導監査の際に本市の統括指導員も同行して、民間児童クラブに対し運営に関する指導や助言を行っております。また、民間児童クラブと保護者との間のトラブルの発生の際につきましては、双方から経過を聴取して、民間児童クラブと保護者の橋渡し役をするなど、必要に応じてフォローをしているところでございます。今後も引き続き、民間児童クラブの質の向上やクラブと保護者とのコミュニケーションの向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○土光分科会長 塚田委員。

○塚田委員 ありがとうございます。先ほども話ししましたが、コロナ、コロナって言ってちょっと動かないとか、何もできないっていうのは、本当に子どもたちからしたらかわいそうな話です。なので、校長先生のマジックショーだとかっていうのも集めると人があって、コロナがっていうことであって、できなくても民間のほうはすごく頑張っているんです。もう距離を空けて体操をしたり、ダンスをしたり、いろいろやっております。なので、そこら辺も加味して、米子市もなかよしのほうも。

私も周りに近所に子どもたちがいて、子どもがうちに遊びに来るんですけど、めんことか、昔、私たちが本当ちっちゃい頃やってたものとかを遊ばせるとすごい喜んで遊ぶんです。今ないですかね、牛乳の蓋とかで手でぱんとして倒すっていうだけの遊びでも全然楽しめる、楽しめるので、そういったところを皆さん取り組んでいただけたらと思います。いろんなことができると思います。

ですから、やっぱり視察でも行ったときに話もあったように、小まめに米子市として研修とか視察に行っていて、質を向上させるようにしていただけたらと思って、指摘事項とさせていただきます。よろしくお願いします。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 私は、なかよし学級と民間児童クラブとちょっと併せてお尋ねしたいと思うんですけども、まず、それぞれの次年度繰越金が1,000万円、それから、民間児童クラブについては1,200万円あるのはなぜかということをお尋ねします。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 次年度繰越金についてでございますが、まず、なかよし学級につきましては1,000万でございます。こちらにつきましては、令和3年度3月補正につきまして新型コロナウイルス感染症対策として、なかよし学級に配付するマスク、消毒液等の購入費用のため、国県支出金を財源といたしまして、1学級につき40万円、25学級分の合計1,000万円の予算の議決をいただいているところでございます。次年度繰越金

1,000万円につきましては、令和4年度でその予算を執行するため全額を繰り越したものでございます。

続きまして、民間児童クラブにつきましては、1,200万円の繰越金を計上してございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたなかよし学級の繰越金と同様でございます。国県支出金を財源として、1クラブ当たり40万円、30クラブ分の合計1,200万円の予算を次年度繰越金として処理させていただいているものでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 繰越金について分かりました。

なかよし学級についてなんですけれども、なかよし学級にしか定員と入級児童数が書いてありませんでした。そのことについてなんですけれども、大体の定員が40人で、それに対して指導員さんが2人ということだと思うんですけど、例えば車尾の50人とか、福生東が45人、福米東が42人、就將が42人、崎津が84人、淀江が78人って子どもが在籍してるんですけれども、定員が40人ということに2人という指導員さんだとすると、現状ではどういうふうになってるんでしょうか、定数に対する指導員。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 なかよし学級の運営に係る指導員の数でございますが、指導員につきましては、1学級当たり指導員2名、または指導員1名、補助員1名という形で、2名の配置をしているところでございます。御指摘の車尾小学校、淀江小学校と崎津小学校、3校につきましては、クラスが2単位ございますので、その倍の4人の体制を取るような人員配置で勤務シフトを組んでいるところでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 車尾、崎津、淀江は分かりましたけど、ほかのオーバーしてる定数オーバーのところの指導員さんはちょっとどうされる考えですか。オーバーしてもこのままですか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 40人を超えるクラスにつきましては、基本40としておりますが、面積要件等から人数の受入れに余裕があるというところで定数を広げて運用しているところでございます。

指導員につきましては、要件ないということで、指導員2名の配置で体制を整えているところでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ということは、45人でも47人でも、敷地面積っていうか、1人当たりのスペースが確保されれば、それでいいっていうことなんですかね。お尋ねします。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 教室の人数の受入れにつきましては、国・県の指導要綱におおむね40人程度ということで記載がございますので、それに準じた形で定員数を増やしているところでございまして、それに併せまして単位当たり2人程度というような国の基準もございまして、それに準用して2人ということで運用しているところでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 やっぱりこういう傾向はよくないというふうに思うんですね。おおむねということがあるので違反ではないかもしれないけれども、指導員さんも大変なんですけど、

本当に子どもがどろどろいるっちゅうのは、すごい子どもにとっても大変なんですよ。だから、やっぱり2つにするとかっていう方向性を計画の中には入れないといけないと思います。

それから、なかよし学級の今後の充実を図るということでしたけれども、その中に、ぜひ土曜日の実施を入れていただきたいというふうに思うんですよ。というのが、私ごとですけれども、うちの孫はどうしても親が土曜日は休めないということで、土曜日にも本当にすぐ近くに学校もあるし、学童保育もあるのに、余裕もあるのに、土曜日がいないためにすごく高いところの民間児童クラブっていうんですか、そこに行ったんですよ。それで、それはそれでその児童クラブの独自性もあったりして、子ども自身は不満ではなかったと思います。だけど、親の経済的な負担っていうのは、それは大変なものです、2人いましたので。だから、そういうなかよし学級の充実を図るっていうなら、土曜日の実施というのをぜひ検討も入れていただきたいと思いますし、多様な選択肢といっても特になかよし学級では選択できない場合がやっぱりある。そういう点も考えていただきたいというふうに、ぜひこれ、指摘しておきたいと思います。

それから、民間児童クラブについてですけれども、これ30の児童クラブができて、それだけ需要が高いということだというふうに思いますが、でも、これ定員に対して子どもさんが何人かっていうのがこの事務報告見ても分からないんですよ。今回、ちょっと保育のことを入れなくて、しまったなと思うんですけれども、保育の民間のところ見てみると、定員オーバーしてる保育所が民間のところ多いんですよ。だから、そのこと考えると、絶対になかよし学級は、例えば40人定員ですよっていうのがやっぱりどの程度守られてるのかなというふうにちょっと心配になってくるんですけど、その定数と在籍数については米子市はつかんでいるんですか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 民間の受入れ人数でございますが、県等に報告をしておりますので、各人数については承知をしているところでございます。ただ、人数の計算方法でございますが、1週間お預けされる方もおりますれば、1週間に1日ということもございますので、計算上はそれを1週間当たり何人という形で案分をかけますので、実際には定員を上回ることが生じているように承知をしております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ということは、民間ではいろんな預け方があるということなんですけど、じゃあ、米子市のなかよし学級についてはそういう預け方っていうのはないんですか。

○土光分科会長 斎木課長。

○斎木こども施設課長 米子市のなかよし学級におきましては、1日というような制限はございませんので、通して利用というような登録で定員を数えております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 そしたら、つかみ方がちょっと違うということですが、民間児童クラブについての資料を要求いたしますのでお願いします。

○土光分科会長 ちょっと待って。資料って民間の何に関する資料、もう一度。

○錦織委員 民間の定数に対する在籍数。

○土光分科会長 定数に在籍数ということで、資料出すことができますか。

齋木課長。

○齋木こども施設課長 後日、資料を提出させていただきます。

○土光分科会長 民間児童クラブに関しての質問も、もうされたということでいいですか。

○錦織委員 はい。

○土光分科会長 じゃあ、このなかよし学級、民間児童クラブ、これに関してほかに特にありませんでしょうか。

瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 先ほど吉岡委員の婦人保護対策事業の中の人件費の内訳についてでございますが、修正をお願いしたいと思ひまして、人件費 560万3,000円と言っておりましたけど、509万9,828円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○土光分科会長 以上でこども総本部所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩します。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○土光分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第78号、令和3年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表は3ページを御覧ください。

では、35ページ、事業番号69、障がい者相談支援事業から始めます。

安達委員。

○安達委員 通告どおりの順でいきますが、障がい者の相談支援事業です。実績のところにありますように、成果のところの部分で具体的なデータとか事業の継続を図る上で、要件とか要因、こういった1年間の背景を短い期間ですが教えてもらえればと思って発言に代えております。よろしくお願いします。

○土光分科会長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 障がい者相談支援事業の現状と実績ということでございますが、この障がい者相談支援事業は、障がい者や障がい児、または、その御家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うものでありまして、市内にある4つの相談支援事業所に委託をして実施をしております。令和3年度の相談実績につきましては、4事業所で延べ8,700件の相談を受けております。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 この成果のところのところでいろいろ考えたのは、コロナ禍で何年か続いていますこの状況の部分で、取組がどのように成果として上げられるのかなと思って、取組現状や相談事業、そして、そういったところを詳しくお願いできたらと思っています。今、件数でいくと8,700件ということですから、かなり大きな件数になってると思います。4事業所でいくと平均2,000ちょっとでいくのかなと思うと、1年間365日、随分な件数が各事業所に相談事業として上がってきてるのかなと思います。そのことで、そういった相談を受けながら成果として障がい者の方がいわゆる自立や社会参加につながっていったと

思うんですが、その点のところはどのように市は担当者として認識しておられますか。そこを伺います。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 まず、相談支援事業におけるコロナ禍における影響についてでございますけども、確かに面談等がなかなかしにくいということでの困難な面はあったと思いますけれども、その中ではあっても相談支援専門員さんにおかれましては、電話対応であるとか、あとは、関係事業者との会議においてはオンラインを活用するなど様々な工夫をしていただきながら、相談者の方に寄り添った継続的な支援をしていただいているというふうに考えております。その上で、相談のある方、相談者の方の自立であるとか、社会参加につながっているかということ、目的が達成できているかということにつきまして、相談対応する中で御本人や御家族の困り感などを聞き取って、それが障がい福祉サービスのほうの利用につながって、日常生活の支援ができているかであるとか、社会活動への参加につながって、御本人が地域の中で安心して暮らすことができているかということが大きな目標でありまして、これを達成しないといけないかなというふうに考えております。

短い期間で成果が出るものばかりではありませんので、今後とも御本人の状況に寄り添って、長期的な視点での関わりでありますとか、支援をしていきたいというふうに考えております。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 長期的な視点を持って対応してるということを今答えの中で後半部分あったと思うんですが、先ほどちょっと、しつこく言うかもしれませんが、コロナ禍でとりわけこの傾向とかがコロナが始まる前とは違って、ここ昨年、一昨年の傾向っていうのは顕著なものとしてあるのかなと思ってお聞きしたいんですが、そこはどうでしょうか。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 コロナにおける影響ということについてですが、この相談支援事業がいわゆるサービスにつながる前の相談であるとか、現状サービスにつながっていない方の相談を主に受ける事業でありまして、そういう意味でいうと、コロナの影響によって、例えば御自宅におられるような機会が増えたことによって相談があったかもしれませんが、なかなかそこを实际数字として把握までできているわけではございません。一方で、現状としてサービスにつながっている方につきましては、相談支援専門員さんであるとか各事業所さんとの関わりの中でしっかりフォローしていただいているというふうに考えております。

○土光分科会長 この件に関してはこれで、特にいいですね。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。39ページ、事業番号77、基幹相談支援センター設置事業について質問を受けます。

津田委員。

○津田委員 基幹相談支援センターの役割、実績についてでございますけど、米子市障がい者基幹相談支援センターについて、その設置目的である障がいのある方への相談支援の中核としての役割は果たしているのかということ、また、実際の相談件数の実績はどのよ

うになってるかということを伺います。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 まず、米子市障がい者基幹相談支援センターの役割の評価ということでございますが、この基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な機関として平成31年4月に設置をし、窓口での相談体制の強化、地域の相談支援体制の強化、地域移行の取組などを行っております。その中で、地域の相談支援体制の強化という部分については、相談支援事業所からの個別の対応に係る相談等にも応じておりまして、利用者さんに係る適切な支援のための助言であるとか、相談支援の質の向上、人材育成に向けた取組などを行っているところでございます。

また、一昨年からの相談支援専門員が不足をしている中で、利用希望者が速やかにサービスを利用できるように計画相談支援の調整を行うなど、相談支援体制の充実のために重要な役割を担っていただいております。

一方で、相談件数の実績についてでございますが、相談件数については、令和3年度、御本人や御家族、また関係機関、相談支援事業所等からの相談を合わせて696件受けているところです。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 それでは、支援のための助言だけでなく、また相談支援の質の向上ですとか人材育成にも取り組んでおられるということです。それからあと、そういう相談支援体制の充実のために重要な役割を担っておられるという点について、重要な役割ですのでよろしくをお願いをしたいと思います。

引き続いて、基幹相談支援センターの機能の中に地域移行の取組があると思いますけど、特に長期入院の方の地域移行への取組について、現状と実績について伺いをいたします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 長期入院の方の地域移行の現状とその実績についてでございますが、精神病床への長期入院の方で退院して地域での生活に移行できた方の実績については、令和元年度はゼロ人でしたが、2年度は4人、3年度はお二人となっております。精神病床に入院されている方が退院して地域で暮らされるためには、住まいの確保はもちろんのこと、食事などの日常生活に係る支援であるとかということについて、支援者が連携して御本人の生活を支えていく体制をつくるが必要になってまいります。

今後も、鳥取県や各医療機関、そして関係事業所と連携をしながら、退院可能な状況にある方の把握であるとか、その方への地域での生活をイメージした働きかけであるとか、体験というようなものを通して、地域で生活するために必要なサービスの提供体制の整備などにも取り組みまして、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 地域で生活するために必要なサービスの提供体制の整備などに取り組んでいかれるということで、また引き続きお願いをしたいと思います。以上でございます。

○土光分科会長 次に行きます。同じページ、事業番号78、障がい福祉サービス事業所等支援事業に関してに移ります。

錦織委員。

○錦織委員 新型コロナウイルスの影響で作業所が受注件数が減っているとか、そういう

ことで取り組まれた事業なんですけども、各作業所のこれに取り組む前、後の工賃の変化などをつかんでいるのか、工賃の確保だとか経営安定に貢献できたのかという点でお聞きします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 この事業の成果についてでございますが、限られた予算の枠の中でできるだけ多くの事業所さんのほうに作業を発注させていただいた事業でありましたので、各事業所の工賃、各利用者さんへの工賃の向上であるとか、経営の安定に直接大きな反映ができたわけではないかなというふうに思っておりますが、この事業で作業を提供したことによって、何よりも利用者さんお一人お一人がやりがいや目的を持って通所ができたとか、あとは利用者のモチベーションの維持向上に貢献できたということが大きな成果だったというふうに考えております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 本当に利用者さんが、作業所に出てきて仕事をするということを継続してできたということは、すごいいいことだなというふうに思いますし、よかったと思います。しかし、令和3年度までで終了したんですけれども、その理由はなぜでしょうか。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 この事業を終了した理由でございますが、コロナ禍で各事業所さんの従来受注しておられました作業が減少して、とても苦慮されていたことを受けまして、本市として利用者への支援につながることを念頭にこの事業を実施をいたしました。その後、多くの事業所において、コロナ禍ではありますが、新たな事業の開拓でありますとか、インターネットによる販路拡大にも取り組まれたり、安定した作業量の確保やサービスの提供に向けた努力をしていただいたことで、利用者が安心して通所できる体制が整ってきたことを受けまして、この事業の目的は達成できたものとして終了をしたところでございます。今後は、障がい就労支援施設からの優先調達の中で引き続き障がいのある方の就労支援には取り組んでいきたいと考えております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 そういう理由で事業は終了されたんですけれども、このヨネギーズグッズというのは、私もちょっと聞いたんですけど、結構評判がいいということで、あんまり高価なものじゃないけれども、米子を宣伝するにはいいんじゃないかなというふうに思います。ヨネギーズグッズというのは、もうこれで終わりなんですか。もうどっかの作業所が引き続き何かやってるとかいうことはあるんでしょうか。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 このヨネギーズグッズというのは、障がい者支援課のほうで作成をいたしまして、各事業所さんのほうには、包装であるとか、そういった作業のほうを依頼させていただきました。ですので、このグッズの作成については、市役所として、確かに各イベントでの配布であるとか、各課においても活用していただいたところでございますので、障がい者支援課が作るかどうかはまた別といたしまして、必要であれば、またこちらのほうも、障がい者支援課としても検討はしたいというふうに思います。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 せっかく評判がいいっていうか、割とちょっとしたものに渡したりとか、何

かつけたりっていうので、米子市の看板でもあるので、今現在作っておられないんだったら、ぜひ作って、それで包装なんかするのは少しずつでも作業所に、手挙げられるところにはするというようなことを私は求めたいというふうに思います。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。40ページ、事業番号79、障がい者福祉施設管理運営事業、錦織委員から通告ありますね。

錦織委員。

○錦織委員 これは2つの施設の管理運営事業で、同じところが指定管理でしてるわけですが、今回、決算額が減った理由についてお尋ねします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 決算額が年々減少しているということでございますが、この施設、米子市中心身障害者福祉センターとサン・アビリティーズについては、障がいのある方を対象とした文化、スポーツ交流を行うための施設であって、指定管理者によって運営を行っております。令和元年度から3年度にかけて両施設の決算額が減少しておりますが、これは、指定管理料だけでなく、修繕費などを含んでいるためでございます。特に元年度はサン・アビリティーズの屋上防水工事に伴う工事費約1,000万を含んでいるためです。決算額の大部分を占める指定管理料については、大きな変動はございません。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。

利用者の推移についてお尋ねしますが、どうでしょうか。元年、2年、3年というふうに、ちょっとお答えください。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 近年の利用者の推移についてでございますが、令和元年度は両施設合わせまして4万1,000人ほど、令和2年度は2万9,000人ほど、令和3年度は3万人ほどというふうになっております。新型コロナウイルスの感染拡大等で利用者の減少は若干しておりますけれども、両施設とも令和2年度に指定管理者が変更になりまして、専門職による相談対応でありますとか、ボッチャなど、障がい者スポーツなど、新たな事業展開等もしていただいているところで、新たなニーズの掘り起こしであるとか、利用者増に向けた取組を積極的に行っているところであります。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 分かりました。以上です。

○土光分科会長 じゃあ、この件はこれで終了します。

次、49ページ、事業番号97、障がい児通所等給付事業。

安達委員。

○安達委員 この事業ですけれども、経費の増加した要因、背景をお聞きしたいと思うので、お願いします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 障がい児通所給付費が増加した要因についてでございますが、障がい児通所サービスの利用者が増加したことが給付費の増加の大きな要因だと考えております。この利用者の増については、米子市の障がい児福祉計画の中で利用者の増加を見込んでいたところでありまして、おおむね計画どおり、想定ゾーン範囲内の増加だとい

うふうには考えております。

一方で、もう一点の障がい児通所サービス利用者が増加した背景についてでございますが、利用者が増加した背景には、1歳半健診に加え、5歳児健診の実施によって、発達に課題がある児童の把握の機会が増えたこと、また、早期での療育の必要性の認識が高まったこと、また、その受皿となる放課後等デイサービスであるとか、児童発達支援の事業所が、直近3年間で合わせて13事業所増えたということもあります。サービスの提供体制の充実が図られてきたことも大きな要因だというふうに考えております。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 事業所が増えることでサービスが多面的っていうんですか、いろんなところでサービス提供ができた。そして、サービス提供の体制が整ったということと、さっき課長のほうから答えをもらったんですが、新たに13事業所って言われましたけど、これはここ最近何年かけてこのような事業所が増えたのか、この1年だけだったのかということとを少し詳しく聞きたいんですが、よろしくお願いします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 サービスの事業所の増加の状況でございますが、放課後等デイサービス、児童発達支援合わせまして、令和元年度は5事業所、令和2年度は2事業所、令和3年度は6事業所増加いたしました。増えた部分とやめられた事業所さんもありますので、令和3年度末においては、放課後等デイサービスの事業所さんが11事業所、児童発達支援の事業所が17事業所というふうになっております。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 最初のほうの質問で答えを出してもらったんですが、障がい児っていうくくりでいきますと、早い時期に障がい児に対して発見とか気づきができたのかなと思ってます。それがまさしく、この事業の眼目だったんだろうなと思いつつ、そして、そのことに対応する事業所も増えてきた。そのことで、事業の継続っていうことがあるのかなと思います。再度、事業継続のところを言っておられますが、この必要とするところはまだまだ続くのかな。決算ですので、今後のことまでは深掘りはできませんが、事業の必要性のところをもう少し詳しくお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 事業の継続性ということについてでございますが、先ほどから委員さんのほうからもありましたように、早期での療育の必要性というのは年々高まっていると思います。そのことによって、例えば就学後であるとか、将来大人になってからでもいわゆる支援がきちんと行き届くであるとか、あとは、今まで必要であったかもしれない支援が不要になるというようなことも想定されるのかなというふうに思っていますので、この児童に対するサービスというのは、今後もある程度増加をしていくものだというふうに考えております。その中で、我々としても、各事業所さんの質の向上であるとか、そういったものについても取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 そこで、最初のほうの質問の答えにちょっと注目したいんですが、計画書で子どもさんを含めて、このような対象者っていうんですか、そういう方を見込んでいたというふうに答えを出されたと思うんですが、それは何かアンケートでも実施されて、想定

内の計画内に収まったというようなこと、僕は非常に経費が高くなった、増加しているのが少し気を止めたところなんです、元に戻りますけれどもその想定内だったというところをもう一つお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 計画においての事業計画の中での見込み量につきましての算出は、過去の増加率でありますとか、例えば、先ほども申し上げましたけども、5歳児健診の実施であるとか、そういったような要因を踏まえて、見込み量のほうを算出をさせていただきました。その中で、事業所の増加数については、ちょっと我々の想定内よりもかなり多く事業所さんが新たに立ち上がったということはあるんですけども、対象児童数が増えていくということは想定をしていたところでございました。

○土光分科会長 この件に関してはこれでいいですね。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。次は、事業報告の153ページ、事業名があいサポーター研修等への講師派遣について。

津田委員、どうぞ。

○津田委員 あいサポーター研修への講師派遣についてなんですけど、まず、あいサポーター研修っていうのは、どのような研修なんでしょうか、お伺いいたします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 あいサポーター研修でございますが、あいサポーター研修は、平成21年に鳥取県が独自の取組として始めた、そして今や全国に広まったあいサポート運動の中で、障がい特性や障がい者への理解を深めるための研修でございます。受講すると、あいサポーターとしての登録をされることになっております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 あいサポーターとして登録されることとなっているということで、これが鳥取県から全国に広まったということは、本当に素晴らしいと思います。

それで、市から講師を派遣することの目的や派遣先の状況、また、今後の取組についてお伺いいたします。

○土光分科会長 米田課長。

○米田障がい者支援課長 市から講師を派遣することの目的や派遣先の状況についてでございますが、市民の方が障がいや障がい者への理解を深めるための研修を受講される機会が多くあるということは、とても重要なことだと思っております。あいサポーター研修の実施主体自体は鳥取県社会福祉協議会でありまして、研修を希望される企業や団体等から申込みがあると、研修講師であるあいサポートメッセンジャーに講師依頼があつて、研修を開催する企業や団体に派遣されるという仕組みになっています。事務報告に記載しています派遣実績、実施回数5回ということと、受講者数75名ということについては、障がい者支援課にいますあいサポートメッセンジャーが、講師として企業等で講師を務めた実績でございまして、令和3年度派遣先5件につきましては、民間企業や医療機関、公共施設等となっております。1回当たりの参加者は、企業や団体の規模によっても幅がありますが、10名から30名程度でございました。あいサポート運動やあいサポーター研修の周知につきましては、県の社会福祉協議会の企業拡大推進員という方が企業へ出向き、

広報などをされておられますが、当市としてもPRに努めていきたいというふうに思っております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 この5回講師を派遣しておられて、受講者が75人ということで、1回当たりが10名から30名程度ということで、たくさんの方が受講されている場面もあったかと思います。今後もPRしていただきますようお願いをしたいと思います。以上でございます。

○土光分科会長 次にいきます。32ページ、事業番号63、元に戻ります、地域福祉活動事業について。

錦織委員。

○錦織委員 民生・児童委員さんの活動についてなんですけれども、各年代構成について、最初に伺います。

○土光分科会長 足立長寿社会課長。

○足立長寿社会課長 民生・児童委員の年代構成についてでございます。

令和元年度の改選時について申し上げますが、人数で申し上げますと、30代が1人、40代が7人、50代が42人、60代が、ここが一番多いですが150人、70代が111人、80代が1人という構成となっております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 結構年代が高い人が中心的な役割を担っておられるなというふうに思います。

それで、直近の定数に対する欠員についてはどうでしょうか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 令和4年8月末現在で申し上げますと、欠員は7人でございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 欠員が出ているところの対応は、どういうふうにしておられるのでしょうか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 欠員のあった地区においてでございますが、充足するように継続して推薦依頼をしているところでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 それは、継続して欠員の方を埋められるように努力はしておられるんですけど、実際に民生委員さんって、それぞれの地域で大変役割を担っておられるんで、おられなかったら、自治会長とか、何かそういう方が対応されてるわけですか、この7名のところの実態としては。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 欠員の区域においてでございますが、例えば隣接する区域の担当の民生委員さん、あるいは、地区の民生委員協議会の会長さんが対応されているというふうなことでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 すごい補填をしておられるところは大変だなというふうに思いますけれど

も、そういった中で、この事業のところの成果っていうのを見ますと、いろんな実態把握など、現状把握などをしておられるんですけども、どのように実際には実施をしておられるのか、そういった報告が全てされているのかということについて伺いたいと思います。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 まず、高齢者や障がい者、生活困窮者の実態把握でございますが、定期的な家庭訪問や、熱中症やヒートショックなど季節ごとの注意喚起の訪問など、機会を捉えて実態を確認をしているところでございます。また、地域包括支援センター、小・中学校と各種団体との連携による現状把握につきましては、個別事案のケース会議等に参加しての情報共有のほか、団体が催すイベントに参加することで、地域の高齢者や子どもたちの現状の確認をしているところでございます。また、高齢者サロンや子育てサークル等での実施支援につきましては、高齢者や子育てをしている親子が集まる場所や機会に参加することで、困っていることや実情を把握するよう努めているところでございます。

活動の報告でございますが、民生委員は活動日誌をつけておりまして、記録に当たって活動内容を分類し、相談分野や件数を定期的に市に報告をいただいております。以上でございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 先ほど、人数、年齢的にも60代が150人、70代が111人、80代が1人ということで、半数以上が高齢な方が高齢を見るみたいな感じに実際にはなってきたと思うんですけど、これは制度的なもんなんですけれども、米子市としては、この民生・児童委員さんのこれまでのいろいろ対応してこられたことを見て、現状を見て、今後についてはどういうふうに考えておられるのか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 年齢制限との柔軟な対応ということはしておるところでございますけれども、それに加えて、負担の軽減、例えば、非常に困難なケースを扱ったときに、1人で抱え込むのではなくて、各機関につないでいただいて、そういう負担を軽減していただくようなことはお願いしておるところでございます。また、今、地域の活動等を担当する所管とも連携を図りながら、そういう民生委員さんの配置のことについて、今後検討を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 なかなか苦しいところだと思いますけど、この制度そのものが、やっぱり今後は問題になってくると思うんですけども、この令和3年度の決算については分かりました。以上です。

○土光分科会長 次、43ページ、事業番号86、シニア世代活躍応援事業。

津田委員。

○津田委員 この件につきましてもヒアリングで了解しておりますので、できておりますので、取下げします。

○土光分科会長 分かりました。

では、次に行きます。163ページ、事業番号324、認定調査等事業。

錦織委員。

○錦織委員 認定調査員の実際の仕事なんですけど、今現在の米子市の認定調査員の人数、

それから処遇、それから本人資格についてお尋ねします。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 認定調査員の人数でございます。米子市の調査員といたしましては、10人を採用しております。それ以外には、居宅介護支援事業所に委託をしている部分もございまして、調査員としての登録としては300人の方がいらっしゃいます。あと、処遇、本人の資格等についてでございますが、米子市の認定調査員は、会計年度任用短時間勤務職員として採用しております。また、米子市の調査員については、介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、または、介護職員初任者研修を修了し、介護職員として1年以上の経験がある者、また、普通自動車の運転免許を有する者を採用しているところでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 短時間任用職員ということですが、実務の時間、実働時間は何週、何日、何時間とかっていうのを教えてください。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 週30時間でございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 この週30時間で10人の方で回しておられるということなんですけれども、認定業務がかなり多くて厳しいという声を聞いてるんですけれども、この認定調査員の数自身が足りないということはないんでしょうか。現状でどうでしょう。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 本市の認定調査員の人数、人が足りてるかというところでございますが、年度によりましては、人員の入替えですとか、休みを取られたりということもあります。季節的に認定業務が多忙な時期もございますが、今現在、人員が不足しているということまでは考えておりません。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 実際に認定業務っていうのが、これは減りはしないと思うんですよね。今後増えていくと、高齢者の人口が増えれば、それだけどうしても増えていくことになるんですけれども、実際に30時間で業務を行わなきゃいけないという縛りがあるんで、現場ではなかなか休憩時間も取れないっていうような状況のようなんですけれども、そういう、現状についての認識はちょっと足りないんじゃないかなと、もうちょっとせっぱ詰まってるんじゃないかなというふうに思います。業務量に対する体制は、本当にこの会計年度短時間任用職員ですか、こういう対応で足りるんでしょうかね。今、大丈夫みたいなことを言っておられるんですけど。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 今、適正な調査件数がどれぐらいかっているところをちょっと今申し上げますが、これは、移動時間の差等もありますけれども、1日6時間の勤務といたしまして、1日当たり大体2.5件程度は可能であるというふうに考えています。なお、今年度、8月末までの1人当たりの1日調査件数の平均が2.06件というふうになっておりますので、それを考えますと、今のところは不足している状況ではないというふうに認識しております。以上でございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 1日6時間で週5日ってことです。五六の30時間だから。だから、この6時間ってものが、やっぱり時間に追われるという、業務に就いている人はそういう印象だと思うんですよね。それで、やっぱりこの中には、認定調査員の中には、1人も正規職員の方はいらっしやらないってことなんですね。これを、この現場の上の人ってというのは誰に当たるわけですか、この人たちの業務の指導をしたりとかするのは。どこにおいて指導をされるんでしょうかね、指示命令系統は。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 命令系統ですが、要介護認定の担当者がおりますので、その者が指示等はさせていただきますが、その上の担当課長補佐、あるいは私が命令をするような形になろうかと思えます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 直接には要介護の担当者がされるってことですけど、この担当者の処遇はどういう処遇ですか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 市の正職員です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 その方が10名の方をいろいろ調整をしておられるということですがけれども、この現場の声をぜひ聞いていただきたいなというふうに思います。もう辞められた方もあると、人の出入りも、それでも何人かもあると思うんですが、大事な調査のところなので、この人員については、ぜひ検討していただきたいと、本人の処遇についても検討していただきたいというふうにここで要望しておきます。以上です。

○土光分科会長 次にいきます。4ページに移ります。164ページ、事業番号326、介護予防サービス給付。

安達委員。

○安達委員 この事業を、成果もいろいろお聞きする前に、自分がもうその年齢に入っちゃいましたんで、介護健康何とか年齢が過ぎちゃって、介護が必要とする世代に入っちゃいましたんで、自分のこととして時には聞いてみたい、サービス内容もお聞きしたいなと思います。

周りが高齢者ばかりなんで、自分も含めて、これからのサービス給付とかはどうなっていくのかな。いわゆる青天上になることにならんように、介護保険も含めて、管理者としていろいろこの経費を見ながら、1年間を、成果の内容を見受けてこられたなと思って。事業拡大がどうしても右肩上がりにならへんかな、そういうことも心配しながら、決算額にあります、そうした経費が増大している要因とかサービス利用について、負担軽減も含めて状況をお聞かせください。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 決算額の増大の要因とサービスの内容についてでございます。要因といたしましては、高齢者数の増加による認定者数の増加から、当該介護予防サービス給付を受ける利用者が増大したことに加え、一人一人が利用するサービスの増加もあるというふうに考えております。

当該サービス給付の内容といたしましては、要支援１と２の方が訪問看護、訪問や通所によるリハビリテーション、ショートステイ、福祉用具貸与、住宅改修などの介護保険サービスを利用された際にかかる給付費でございまして、要介護状態になることを予防し、状態の改善を促すものであることから、介護者の負担軽減にもつながっているものというふうに考えております。以上でございます。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 いろいろなメニューをそろえて、いわゆる要支援の１、２の方を対象にということでサービス提供をするというメニューをそろえてやられるんでしょうけれども、それが結果、介護者の負担軽減につながるというふうに今答えてもらったんですが、そのところにまだ自分は行かないようにって、あくまでも介護予防を前提としてこの事業を進めてもらいたいと思う。

一方で、さっき言われた増大する、いわゆる経費の財源について、その内容をもう少し詳しく教えてください。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 財源の御質問でございます。当該給付に関しましては、公費と保険料で半分ずつ負担をしております。国が全体の２５％、県及び市が１２．５％、１号被保険者の保険料は２３％、２号被保険者の保険料は２７％の割合で負担することとなっております。以上でございます。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 そこで、以前仕事で関わっておったんですが、１号被保険者、２号被保険者の割合が制度化されてるというふうに聞かせてもらいました。先ほども言いましたように、周りが随分高齢者が増えていく、若い人はいない中で４０歳以上６４歳未満、それから６５歳以上の年齢区分で、いわゆる保険割合をやっておられるんですが、今８期ですか、ずっとやってこられて、昨年１年間は８期の１年間をくぐったわけですけども、こういった傾向と分析っていうのをもう少し詳しく分かるように教えてもらえればと思うんですが、どうでしょうか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 先ほども答弁をさせていただきましたが、財源は半分を保険料で賄う仕組みというふうになっております。その中の第１号被保険者保険料と第２号被保険者保険料の割合というのは、介護保険事業計画期間、３年ごとということですが、３年ごとに、その人口比に基づいて国が設定しております。第１号被保険者保険料の割合は、制度開始当初は１７％でございましたが、３年ごとに１％ずつ増えておりまして、第７期で２３％まで上がりました。第８期は据置きで２３％というふうになっておるところでございます。以上です。

○安達委員 できるだけ早い段階で予防をと思っております。分かりました、すみません、以上です。

○土光分科会長 では、次、１６５ページ、事業番号３２８、一般介護予防事業（長寿社会課）について。

安達委員、どうぞ。

○安達委員 続いて質問します。次の一般介護予防事業（長寿社会課）というくくりの事

業なんですけれども、これを質問するに当たっていろいろ情報もいただいて、意見交換もしてきたところです。確かに、さっきも事業で介護予防ということが事業名に載っておりますけれども、事業効果として、決算額が大幅に減っている理由、まずここをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 まず、決算額が減った理由というところでございます。これは、令和2年4月1日の行政組織機構改正によりまして、介護予防に係る健康指導業務を健康対策課に移管しております。令和3年度予算から一般介護予防事業に係る予算を2課に分割したことにより、長寿社会課所管分のみとなったためでございます。なお、移管しました事業につきましては、健康づくりの一環といたしまして、フレイル対策とともに健康対策課で予算計上して事業継続をしておるところでございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 行政のほうで1年前に、令和2年4月1日からですか、2課が事業を分割したというところですが、そのことで、事業の効果っていうのはお互い課が持ち合ってやっていかれる1つの事業を分割したんでしょうけれども、その辺のところの意思疎通っていうんですか、連携っていうのはどのように図っておられるか、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 長寿社会課の部分の実施事業の内容と成果ということでお答えをさせていただこうと思いますが、主に地域包括支援センターに委託する介護予防事業の中で、認知症理解絵本教室ですとか、高齢者疑似体験などによる認知症への理解啓発、また、サロン活動、介護予防地区講座など地域での介護予防につながる活動の支援を行っているところでございます。なお、サロン活動支援につきましては、お集まりの方に運動、口腔、認知、栄養などに関する情報提供や実技実演を行っており、令和3年度では、市内全体で116回、1,380人を対象に活動支援を行ったところでございます。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 今言われるように、サロン活動という実績も教えてもらいました。その中で、昨年1年振り返る中で、一昨年度からなんでしょうけれども、いわゆる新型コロナの感染予防のために人の集まりを自粛というようなところが1年続いてあったと思うんですけれども、この活動の内容というのは、中身を見直しながらやられたのか、そこら辺の頻度とかはどうだったのか教えてもらえますか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 先ほど御答弁をさせていただきました令和3年度では、市内全体で116回、1,380人を対象に活動支援を行ったということでございますが、コロナ前の令和元年度では257回、3,964人の方の对象にさせていただいております。コロナ禍ということもございまして、密にならないように、そういったところの対策を図りながらやれるところをやるというところで、ちょっと人数的には、まだコロナ前までには回復しておりませんけれども、対応をしているというところでございます。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 工夫をしながらやられるところをやった。でも、できない部分はどんなこと

でほかの事業を展開されたのか、内容を変えながらされたのか、そこをもう少し、事業の成果として上げられるものはどんなものがあったのか、教えていただけますか。

○土光分科会長 足立課長。

○足立長寿社会課長 できないことの代わりに何かをといるところまではしておりませんが、できるだけ無理のない範囲で、コロナ禍でありましてやれるところは、こちらのほうも支援としてしっかり入ってさせていただくということで対応をさせていただいております。以上です。

○土光分科会長 安達委員。

○安達委員 やっぱり、対面でいろいろな活動をしていかれるのがふだんだったように思うんですよ。それが、コロナで対面を自粛しなさいとか、人と会うのを極力少なくしなさい、そういうのを地元でも聞かせてもらっておりまして、先ほど、ほかの事業で民生委員さんの活動をとっているのを聞くんですが、民生委員さんが、地区ではほとんどヘッドになって在宅福祉の展開をやっておられたのを見て、他の方法でどのようにしておられたのかな、もし、そういった成果が上げられるものがあればと思ってお聞きしたんですが、工夫をしながら、何らかの形で対応してこられたはずの部分がもし聞けたらと思って質問しました。工夫ばかりが頭にあって、対面が非常に少なかったんじゃないかということを実感として聞いていましたので、今後はどうなるか分かりませんが、新たなところを見いだしてもらえばと思います。少しここは要望に変えておきたいと思います。よろしくお願いします。

○土光分科会長 次に行きます。66ページ、事業番号132、がん検診事業。
錦織委員。

○錦織委員 この上の5年間の対象者数とかってというのは、数字がもうこれはいいですので、聞きましたので。ほかの検診に比べて、肺がん検診が2年から3年になって、非常に伸びた理由について伺いたいと思います。

○土光分科会長 渡部健康対策課長。

○渡部健康対策課長 肺がん検診の受診率が伸びた理由についてですが、令和元年度までは検診車が地区を巡回する集団接種のみを実施をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和2年10月から各医療機関での個別検診ができるよう体制整備を行ったところでございます。令和2年度は、検診実施機関の途中からの変更であったために受診率への影響はあまり見られませんでした、令和3年度は検診実施期間当初より医療機関での個別検診実施となったことで、肺がん検診の受診率が伸びたと考えられます。また、令和3年度は、胃がん、大腸がん、肺がん検診の3つの検診の実施期間を12月末から2週間程度延長しまして、1月15日まで延長したことも受診率増加の理由になっていると考えております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 検診期間も、それから個別検診もするようにしたってということで、伸びたのが分かるんですけども、もともと集団検診から個人検診もやれるようになっていって、各医療機関でできるようにしたってというのは、新型コロナの影響があってそういうふうにしたと思うんですけど、今後もこれ続けられるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 肺がん検診の個別検診を続けるかどうかということのお尋ねですが、今後も個別検診のほうを各医療機関のほうでできる体制を取っていきたいというふうに考えております。

○土光分科会長 この件はこれで……。

田村委員。

○田村委員 1つ聞かせてください。今後の課題、方向性のところで、いわゆる検診の受診率を向上するよう県と協力して啓発活動に努めるということなんですが、具体的にどういったことになるのでしょうか。

○土光分科会長 金川健康対策課長補佐。

○金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 今後も県と協力してというところなんですけれども、今までも、県の方と一緒に企業を訪問させていただいたりですとか、がん検診のお薦めをしてきたところがございます。今後も引き続き、できる限りにはなりますけれども、一緒にそういうふうに企業を訪問させていただいて、がん検診のお薦めをさせていただくですとか、あとは、県のほうが、そういう受診勧奨とかに補助金とかも使っておられますので、そのようなものを利用できればそういうものを利用して、受診勧奨に力を入れていきたいというふうに考えております。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。私、以前、これに関しては、いわゆる市の受診勧奨策をもって受診をされた方が、例えば要検査等でそれが発見されて、早期発見でよかったというような声を、ぜひ広く広報に、実際こういうことありましたということを具体例を挙げてすることによって受診勧奨を図るべきということで、当時の福祉保健部長が、いいお話で、もうこれやらせていただきますというお話だったんですが、これ、されてますかね。

○土光分科会長 金川課長補佐。

○金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐 回数は少ないんですけども、当時の広報よなごですとかに、その方の体験談といえますか、早く発見できたので、その後の経過もいいですというような体験談を載せさせていただきました。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 分かりました。こういうことは間断なく継続していつていただきたいですし、やっぱり生の声っていうのは一番、行政がやってくれやってくれよりも、市民がよかったという声のほうが一番刺さると思うので、それはさらに拡大して啓発活動を取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○土光分科会長 次にいきます。67ページ、事業番号134、予防接種事業。

津田委員。

○津田委員 この子宮頸がん予防ワクチン接種についてなんですけど、対象者701人に対しての接種人数の実績についてお伺いたします。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 子宮頸がんワクチンの対象者の接種実績についてのお尋ねでございます。事務報告175ページに記載をしております予防接種の対象者数につきましては、例年標準的な接種期間の主となる年齢に該当する市民の数を記載をさせていただいております。

まして、子宮頸がん予防ワクチンにおけます標準的な接種年齢は、中学１年生の女子となっておりますために、その人数、７０１人を記載をしているものでございます。その対象者７０１人のうちの令和３年度中に接種をされた方の内訳については、１回のみ接種をされた方が９人、２回目まで接種が終わられた方が１１人、３回目まで接種が完了された方が１２人となっております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 分かりました、ありがとうございます。以上です。

○土光分科会長 次にいきます。６８ページ、事業番号１３６、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業。

津田委員。

○津田委員 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業についてでございますけど、まず、接種対象者に対する接種人数が、インフルエンザ接種に対して低いのではないかなと思うんですけど、どういうふうな状況でございましょうか。教えていただけますでしょうか。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 肺炎球菌ワクチン接種対象者に対する接種人数が、インフルエンザ接種に対して低いことについてですが、インフルエンザワクチンが毎年公費助成を受けて接種ができる一方で、高齢者の肺炎球菌の公費助成につきましては接種が１回のみであること、それから、接種機会が５年に１回というふうに間隔があることから、接種総数としては、インフルエンザ接種と比べても少なくなっておるところでございます。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 なるほど。接種が一度のみで、接種機会が５年に一度というような理由で低くなってるということは分かりました。

では、公費助成での接種機会について、どのように周知・啓発しておられるのか伺いたします。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 公費助成での接種の機会の周知・啓発についてでございます。周知・啓発につきましては、まず、対象者への個別通知、この送付を行っております。そのほかにも、広報よなごへの掲載、ごみカレンダー、健康ガイドへの掲載、それから、市のホームページへの掲載など、様々な機会を捉えて周知・啓発を行っているところでございます。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 様々な啓発、さらなる仕掛けづくりといいますか、そういうような啓発活動をしていただきますようによろしく願いいたします。以上でございます。

○土光分科会長 次にいきます。１６６ページ、事業番号３３０、フレイル対策拠点事業。

錦織委員。

○錦織委員 これは令和３年度の新規事業となっていまして、このフレイル度チェックをした人は３４．８％なんですけど、新規事業で多いと感じておられるのか、それとも、いや、もうちょっと５０％ぐらいいいかなと思っておられたのか、担当部局としてはどういうふうに評価しておられるのでしょうか。ごめんなさい、ちょっと事前に言ってなかったんですけど。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 フレイル度チェックの数についてのお尋ねだと思いますけども、令和3年度、この拠点事業につきましては新規事業ということですけども、それ以前の令和元年度から、このフレイル事業につきましては、永江地区でモデル事業をしてきておりまして、その中でも有効性等も確認できたということで、今、令和2年度から順次、全市展開を図っているところでございます。そういった中で、市の最終的な目標としましては、65歳以上の対象の方にフレイル度チェックを皆さんしていただく、そういった環境を整えていくということで考えておりますので、令和3年度のチェックの数等ですけども、昨年度ワクチン接種会場でのフレイル度チェックをしたりとか、様々してきておりますけども、やはり、これについては、そういった最終的な目標に向けて加速をしてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 すみません、それで今回、利用者の満足度とか効果の実感などのアンケートは取られたのでしょうか。その結果はどうだったのか教えてください。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 フレイル対策拠点での利用者のアンケート等の実施状況についてのお尋ねだと思います。令和3年度におきましては、市内2か所、白鳳の里とChukaiコムコムスクエアにフレイル対策拠点を設置をしております、そのうち白鳳の里につきましては、フレイル度チェックの結果、フレイルまたはプレフレイルと判定された方を対象に、改善に向けた介入支援教室を実施しております、そちらの参加者につきましては、フレイルに対する理解度や満足度等、そういったプログラムの終了後にアンケートを実施しているところでございます。また、今年度、令和4年度につきましては、市内3か所目となりますフレイル対策拠点を弓浜地域老人福祉センターに設置をしたところでありまして、今年度、その整備した全ての3拠点全てにおきまして、介入支援教室の実施を開始しておりますことから、3つの拠点において参加者アンケートを取りまして、今後のフレイル対策の推進に生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 このフレイルチェックができますよっていうのが、多分まだまだ、周知が行き渡ってないというふうに思うんですね。大体がフレイルって何っていう感じなので、そこでもうシャットアウトしてしまうっていうことがあるんで、分かりやすくしていただくと、工夫していただくといいかなというふうに思います。

それで、アンケートを取っておられたっていうことなので、どういう感じのアンケートか分からないんですけど、そのアンケートの様子などをちょっと聞かせていただくといいんですけども。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 アンケートの内容についてのお尋ねです。内容につきましては、主にフレイルとか、あと教室の中で行った運動指導等の、そういったものの理解度であるとか、それから社会参加の必要性、フレイル対策のための社会参加への必要性の理解度、それから体力測定の結果、それから自由意見というような形でアンケートを取らせていただいております。結果の概要ですけども、そういったフレイルや運動、それから栄養の必要

性、社会参加の必要性とかの、そういった理解度につきましては、おおむね皆さん、よく理解できた、理解できたという方がほとんどでございました。あと、自由意見のところであった意見の主なものとしましては、参加して外に出る機会が増えてよかったという御意見や、あとは送迎があればよかった、または家の近くでできるといいというような、そういった御意見があったところでございます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 やっぱり参加された人の意見、本当にそうだなというふうに思いますし、やっぱりこういうところは、何か行って苦しかったじゃなくって、行って楽しかったな、ちょっとえらかったけどすっきりしたなっていうのがすごい大事だし、今アンケートにもあったように、今、拠点が今年から3か所になるんですけども、やっぱり身近なところでそれができるっていうようなことを展開していくっていうのが大事なかなというふうに思いました。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。次は、事務報告の175ページ、感染予防対策事業についてです。

津田委員。

○津田委員 それでは、風疹の追加的対策についてということで、対象者への周知・啓発について伺いいたします。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 風疹の追加的対策の対象者への周知・啓発についてですけども、これにつきましては、広報よなご、市のホームページ等で周知を行うとともに、年に1回個別に勧奨のはがきを送付しております。さらに、令和2年度からは各中学校区に配置をしました地区担当保健師によりまして、直接地域へ出向いて周知を行っております。加えまして、各医療機関にも協力をお願いをいたしております、チラシの配架等、そういったことで協力をいただいているところでございます。また、今年度は新しい試みとしまして、風疹に関する啓発動画を作成をしまして、今後そういったものを活用して周知・啓発をする予定といたしております。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 様々な取組を考えていただいて、実施していただいていると思います。それで、抗体検査の受診者、この687人というのは少ないのではないかと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○土光分科会長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 抗体検査受診者が少ないのではないかというお尋ねですけども、この風疹の追加的対策につきましては、令和元年度と令和2年度に対象者へ無料のクーポン券を郵送しまして、その後、令和3年度に未受診の方に勧奨はがきを送付しているところでございます。御指摘のとおり、令和2年度までと比べますと、令和3年度の受診者は減少しております、はっきりとした理由が把握できてゐるわけではございませんけども、未受診の対象者の中には、子どものときに風疹に実際に感染をされて自然に免疫を獲得しておられる方や、家族の妊娠時等に既に検査を実施している方が一定程度存在しているというふうに推測をされます。また、この事業につきましては、昨年度、令和3年度までで終了する予定でしたけども、国のほうで令和6年度までの延長が決まっております、今後

も引き続き周知・啓発に努めまして、抗体検査を実施していただいて、抗体の少ない方には接種をいただく等、抗体の保有率の向上に努めていきたいというふう考えております。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 分かりました。令和6年度まで延長をされているということで、引き続き周知・啓発ですね、お願いしたいと思います。以上でございます。

○土光分科会長 以上で福祉保健部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時19分 再開

○土光分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

議案第78号、令和3年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、市民生活部所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表の4ページ、続きを行います。

まず、2ページ、事業番号4、消費生活行政関連経費についての質問。

吉岡委員。

○吉岡委員 まず、決算額が当初予算、補正予算よりも減額になっている理由を教えてください。

○土光分科会長 萩原市民二課長。

○萩原市民二課長 決算額が減額となった主な理由についてでございますが、消費生活相談室は、相談業務及び周知・啓発事業を実施しており、当初は室長として再任用職員1名、相談員として会計年度任用職員4名を配置する予定でありましたが、啓発及び広報を担当する再任用職員1名の確保が可能となったことから、相談員の会計年度任用職員を3名の配置としたため、会計年度任用職員1名の人件費分が減額となったことが予算額から決算額が減額になった主な理由でございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと減ったということで、なかなか人材確保にも苦労されている様子がうかがえるんですが、この消費生活相談員の人材確保というのはどのようにされているのでしょうか。

○土光分科会長 萩原課長。

○萩原市民二課長 消費生活相談員の人材確保の方法についてでございますが、本市は現在、有資格者を含めて必要な相談人員を確保しておりますが、消費生活相談員を募集する際は、採用募集情報を国民生活センターなど、関係機関のホームページ及び広報誌に掲載するなど、有資格者の目に留まりやすい広報に努めております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 なかなか最近では商法が多様化したり、巧妙化したりしているということで、この相談員さんの、高い能力が求められるようになってきていると思うのですが、市では会計年度任用職員ということで、なかなか待遇もどうなのかなとは思いますが。この人材確保について、国からは何か交付金などは出ているのでしょうか。

○土光分科会長 萩原課長。

○萩原市民二課長 人材確保への国からの交付金についてでございます。消費者行政推進のための交付金として、国の地方消費者行政強化交付金があり、例えば相談員のレベルアップのための研修に係る経費や消費生活セミナーの開催など、消費者教育・啓発への取組に係る経費などに活用しておりますが、人材確保に係る人件費などの経常的な経費は対象外でございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 分かりました。いろいろな事情があるとは思いますが、高度な能力を持っていらっしゃる職員さんですので、この会計年度任用職員の枠の中でも、それに見合った報酬が得られるような体系にしていきたいと思います。

あと、市長が会見などで述べておられますように、旧統一教会系団体の被害者の方に対して、こういった市の機関を使って対応するとおっしゃっているんですが、窓口のほうに伺いますと、ここ2年ぐらいは旧統一教会系の被害の相談はないということで、商法ということだったら消費者契約法で対応できるところ、なかなかお布施とか献金というのは契約がないというので、消費生活にそぐわないというようなお話も伺いました。もし、そういったことで消費生活相談に御相談に来られた場合は、どのように対応なさいますでしょうか。

○土光分科会長 萩原課長。

○萩原市民二課長 消費生活相談に当たらない相談についての対応についてでございます。本市の消費生活相談室では、消費者安全法に基づき、苦情に係る相談への対応及びあっせんを行っております。消費生活相談で対応できない案件につきましては、弁護士や専門機関など、対応できる相談先を適宜紹介しております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ここではないですよという形で終わるのではなくて、しっかりと次へつないでいただきますよう要望いたしておきます。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。158ページ、事業番号315、医療費適正化特別対策事業について。

錦織委員。

○錦織委員 それでは、通知の目的は何かということに、まずお聞きしたいと思います。

○土光分科会長 森市民生活部次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 医療費通知の目的は何かということでございますが、医療費通知は、被保険者が自身の治療等にかかった医療費を確認することで健康に対する認識を深め、ひいては、国民健康保険事業の健全な運営に資することを狙いとして実施しております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 目的はそうだと思うんですけど、医療費通知っていうのを受け取るんですが、受け取った側からの正直な気持ちというと、必要があって治療に行ってるのにこっだけ使いましたよっていうふうに来ると、何か使うなよって言われているような気がしてちょっと嫌な気分もするんですが、この医療費通知の基準っていうのはどういった基準で出されておられるのでしょうか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 通知の基準でございますが、3か月ごと、年に4回でございますが、その期間に医療機関を受診された被保険者の方へ個別に通知をしております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ということは、慢性病だと3か月に一遍は必ず送られてくるということなんですね、通常ね。それで、この通知はがきの経費っていうのは幾らなんでしょうか。どのぐらいかかってますか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 通知はがきの経費でございますが、令和3年度、年間実績で、作成手数料が180万5,000円、郵便料が528万4,000円、合計で708万9,000円でございます。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 そしたら、この通知による効果についてあるのかなというふうに思いますが、どうなんでしょうか、伺います。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 通知による効果でございますが、本事業の目的のとおり、医療費通知によって被保険者自らに一定期間の医療機関受診状況や医療費について通知することで、請求内容の確認や適正な受診への動機づけをし、医療費の適正化へとつなげるなど、一定の効果があると認識しております。また、平成29年度の税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続が、従来の医療費等の領収書に代わり、医療費控除の明細書の添付書類として使用することができるようになりました。これに伴い、医療費の明細書として医療費通知を活用できることとなり、確定申告にも活用されていると認識しております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 この通知書が確定申告にも適用できるということで、そういった便利な面はあると思いますけれども、そもそもこの医療費通知っていうのは、今の目的からするとあまり必要ではないのではないかなというふうに私はちょっと思います。以上です。

○土光分科会長 この件に関してほかにありますか。

吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと次とも関連してしまうんですが、この医療費の通知も、これも保険者努力支援制度の何かポイントになるんですか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 医療費通知は、努力者支援制度の対象ではございません。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ということは、市の判断でやめたり減らしたりっていうことは可能っていうことですかね。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 この通知は、昭和55年に医療費通知を出しなさいということで国のほうから通知が出ておりますので、これに従って通知を出しております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 国の通知っていうことだったら、絶対やらないといけないっていうことはな

いですよね。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 今おっしゃられたように、確かにそういう部分はあるんですけれども、最初に錦織委員がおっしゃられたように、医療費の通知で、あなたは医療がこんだけでしたよっていうだけの意味合いがあって、それを、例えば何年間か保存しておかれた場合、こんなふうに変わってきたんだなということの御認識いただくっていうことの意味があったんですけれども、今は所得税のほうの申告に使えるという部分がありまして、こちらのほうのお問合せも強くて、これをやめるといふふうにはならないっていうふうに思っております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 申告に使えるということも存じ上げてるんですが、もしその目的だとしたら、受け取る側は年に1回のほうがありがたい。何か遡って取っとなないといけないっていうような感じなので、今は。もともとの目的が医療費適正化なので、それとのバランスっていうのを考えて、結構な金額がかかっていますので、検討していただけたらと思います。以上です。

○土光分科会長 次に行きます。160ページ、事業番号318、保健事業支援サービス事業ということで。

吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと今のとかぶってくるところもありますが、この保健事業支援サービス事業の中で、ジェネリック医薬品利用促進通知の部分と、あと糖尿病性腎症の重症化予防事業について伺いたいと思います。

まず、このジェネリック医薬品の利用促進通知の発送に係ってる部分の、この決算の中で委託料、これ、ほとんど委託っていうことでしたが、委託料は幾らになりますでしょうか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 ジェネリック医薬品に係る委託料の合計ということでよろしいかと思うんですけれども、572万282円ということになっております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 では、この通知の発送による医療費の削減効果は幾らでしょうか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 ジェネリック医薬品利用促進通知の発送による医療費削減効果でございますが、令和3年度の通知数は、1,500人に対しまして8月に通知を発送しました。その方たちの令和4年3月診療分で換算しましたところ、切替え人数は865人、切替え率は57.7%。削減効果といたしましては278万7,189円でございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 単純に見ても、費用に対して効果が半分ということなんですが、実際、現場では、まずジェネリック医薬品の利用促進通知というものが、あっ、まだ送ってたんだなっていうぐらい、もう患者さんが持ってこられることもないですし、私たちが後発医薬品に変更するときに、この通知を利用することがもうほとんどありません。なので、この医

療費削減効果というのも、実は始まった当初はこの通知の威力はすごくて、窓口でジェネリック医薬品に替えませんかというふうに私たちが一生懸命説明をしても、なかなか替えてくださらない方が、やはり役所から紙が来たっていうことになる、何か大変なことが起こったってということで、慌てて持ってこられて、お勧めをするというような流れがありました。ただ、近年はほとんどその通知を持ってこられることありませんで、どの程度の効果なのかなというふうに伺ったんですが、この削減効果の額というのも実は今年度しか出てませんで、経年の変化を見ることができません。結局この事業の評価を何でしているのかなと思ったんですが、委託先の事業者から国全体の後発品に替えたときの削減額みたいなものが提示されてまして、この事業そのものの効果判定っていうのがしっかりできていないんじゃないかなというふうに私は思いました。

削減の効果額が、経年変化が分かりませんので、この通知を送っている数っていうのを出示してもらったんですけど、それが平成25年度、1万6,625あったものが、平成26年度、2,600に減っています。この理由について、ちょっと御説明をください。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 まず、今のお問合せは、件数が減った理由ということでございますが、その前に、先ほどの医療費削減効果の金額でございますけれども、これは8月に通知をしまして、その方々の3月診療分でございますので、278万7,189円は3月、一月分の数字でございますので、その前の572万という委託料の金額は、これは1年間の金額でございます。これ、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それから、促進通知の発送の件数でございますけれども、ジェネリック医薬品利用促進通知の発送は、平成22年11月から約3年間、毎月発送してきましたけれども、ジェネリック医薬品の周知が一定程度進んだと考えられるということから、平成26年度からは年に1回の送付に変更したためでございます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 12か月分、毎月発送が年1回になって、これが4か月分ということなんです、それにしてもこの通知される人が減ったというのは、対象の方がすごく減っているっていうのがそもそもあると思うんです。これ、この時期に何があったかっていうと、一般名処方といって、成分でもともと先生が処方されるっていうような決まり事がこの辺りにありましたので、もう薬局でもほとんどお勧めして買えるっていうことがなくなっている時期とかぶってきているなと思います。その後が大体1,500ぐらいで推移してるということを考えると、もうこの時期にかなり激減して、その後どの程度効果があったのかなというのがちょっと不明なところかと思えます。

あと、先ほど、削減効果は1か月分の3月診療分ということでしたが、先ほども説明したんですけど、大概この通知が送られてきて来られるのは、来てすぐ来られるので、まず、3月の診療分でこの効果を判定すること自体がやっぱりおかしいと思います。8月に送ったら、9月、10月、11月とか、その辺りで判定するのがこの事業を適切に効果を判定するということになるのではないかなと、現場感覚ではそういうふうに思います。

じゃあ、次に、糖尿病性腎症の重症化予防事業のほうに移ります。予防することの効果を図るというのがちょっとすごく難しいんじゃないかなと思ったんですが、この事業の成果はどのように評価しておられますか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 糖尿病性腎症重症化予防事業の成果をどのように評価をしているかということでございますが、本事業は、国や県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいて実施しており、主治医との連携の下、何もしなければ透析治療へ移行する可能性がある糖尿病性腎症ステージの２期、３期の方を対象として、約６か月間、電話や面接等で指導し、重症化予防を行っているものでございます。事業利用者の透析治療への移行状況でございますが、平成２９年度以降はゼロ人でございます。過去５年間の指導完了者７６人のうち、高額な治療に移行した方、つまり５万点以上の高額レセプトの発生状況は４人でございますが、この４人は、いずれも糖尿病に起因しない疾病での入院でございます。以上のことから、５万点以上の高額レセプトの発生もなく、透析治療への移行者もないことから、本事業は一定の効果があると認識しております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 この事業も委託で、約２３０万ぐらいかかっているんですが、先ほど説明いただいた透析にならない、重症化しないというのは、この事業の最終目標であるということは理解しますが、この予防事業の中の中身を教えてもらったんですけど、結局は生活習慣とか食事の改善指導ということで、それが透析が減りましたっていうことに直接的にその評価でいいかどうかっていうのは、これもちよっと評価の指標としては適切ではないのではないかなと思いました。例えば、面談を２回されて、電話で指導を６回ほどされてっていうことで、食事指導、運動指導、フットケア指導、受療の勧めということをするということでしたら、それによってどのように食事の習慣が変わったのかとか、運動によってどのような変化がその方にあったのか、それで数値がどういうふうによくなったのかということが評価の指標にならないといけないんですけど、透析が減りました、透析になりませんでしたとか、そういうふうになってしまうと、結局は医師の努力とか、薬局での服薬指導の努力とか、全部入ったものでこの事業を評価していることになるので、この事業が本当に効果があって、対象の方に行動変容を起こしたのかどうかっていうのは、これでは全く分からないわけです。それに２７０万使う価値があるかどうか判断ができないということになるんですが、この内容を見てると、別にわざわざ外部に委託をしなくても、地域の保健師さんとか、ふだん関わっておられる方や薬局のかかりつけの薬剤師などで十分対応ができる内容のように思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 地区の保健師や地域の医療職の通常業務でカバーできないかということでございますが、本市の保健事業支援サービス事業は、市民の健康の保持増進につながる重症化予防事業に位置づけて実施しております。糖尿病性腎症重症化予防事業は、鳥取県西部医師会と協議の下、医師の指示書に対応できる高度な医療知識があり、保健指導能力において高い技術を有している事業所に委託して実施しております。糖尿病性腎症重症化予防事業は、高度な医療知識や指導技術を必要とし、通常の保健師資格の業務では実施困難であると考えております。また、地域医療職の通常業務では、対象者が現地に足を運ぶ必要があることや、複数の場所に医療情報を提供しなければならないという問題も考えられます。現在も必要に応じて地区担当保健師とは連携しておりますが、国保主管課の専門知識を有する保健師が委託業者と情報共有等、連携しながら事業実施し

ていくほうが効率的であるため、本事業は継続して実施していく予定にしております。ただ、今後の事業展開としましては、他市の状況や効率的かつ経済的な実施方法などを研究をしていきたいと考えております。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ぜひ研究を進めていただきたいと思います。今、御答弁で、高度な医療知識のある者ではないとできないというようなお話ありましたが、患者さんの生活変容を起こすというのは、知識だけではなかなか難しいです。現場でそういうふうに感じます。地区保健師さんのように、ふだんからアウトリーチで訪問活動されてて、その地域の様子、その方の様子、そういうことを知っておられる方が、本当に寄り添って親身になって相談に乗る、指導するということが私は大切に、大事なのはコミュニケーション能力と、あと信頼関係だと思います。委託先の、どこから来たか分からない看護師さんとかに、電話で、こうしなさい、ああしなさいと言われて、人が行動を変えるほど単純なものではないように私は思います。なので、事業継続するにしても、変更するにしても、やはり事業効果というものを適切に判断していただきたいと思います。

今、ジェネリックのほうもそうですが、重症化予防事業のほうもそうです。私がすごくこの評価の方法に疑問を持つのは、例えば移住事業なんかでいいますと、お試し住宅の事業で、米子市全体の評価を米子市全体の移住者の数で見て、それぐらいの違和感が私にはありますので、しっかりと評価を、なかなかこの事業の一つ一つ、ほかの事業でもかなり、ほかの議員さん、委員さんからも御指摘があるように、事業評価の方法とか、指標そのものがかなりずれているということを全般的に感じますので、そこをしっかりと指摘をしておきたいと思います。これによって、保険者努力支援制度のポイントになるということで、なかなか事業を廃止するということは難しい、それ以上に国から支援金が下りてくるため、そのための事業だということは理解しましたが、こういったどの程度効果があるかということは現場にしか分かりませんので、しっかりとそれを評価して、国に伝えていくということも自治体の役目かと思っておりますので、その事業の評価の仕方ということを適切にさせていただきますよう、そこを指摘をいたしておきます。以上です。

○土光分科会長 錦織委員でいいですか。

○錦織委員 私は、3の適正受診についてってところで幾つかお聞きしたいと思いますが、重複頻回受診ってことをしておられる人に対して保健指導をしていくと、医療費の適正化を図るということになってますが、この保健指導の内容についてということで、吉岡さんの話を聞いていて、私は全部米子市の保健師さんがされるのかなと思ってたんですけど、この保健指導は誰がしているのかってこともちょっと付け加えてお答えいただきたいと思います。

○土光分科会長 森次長。

○森市民生活部次長兼保険課長 まず、保健指導の内容でございますが、健康相談の御案内として本人に通知を出しまして、同意の得られた者に対しまして訪問指導を実施しております。内容は、生活状況や身体状況、受診、服薬状況の確認、健診受診のお勧め、適正な受診行動への指導ということになります。こちらは委託をしております、ベネフィット・ワンという会社に委託をしております。

○土光分科会長 錦織委員。

○**錦織委員** これも委託をしているということをお聞きしました。

それでは、重複頻回受診をしているっていう人はどのように判断しておられるんでしょうか。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 重複頻回受診をどのように判断しているのかというその基準でございますが、まず、重複受診の方は1か月に同系の疾病を理由に2つ以上の医療機関を受診した月を該当月としまして、上記の該当月が最新6か月のレセプトのうち5か月以上該当する人。次に、頻回受診でございますが、1か月のレセプトで8回以上受診した月を該当月としまして、該当月が最新レセプトのうち5か月以上該当するものでございます。

次に、重複服薬でございますが、同系列の薬品の投与日数合計が60日以上を該当月としまして、該当月が最新レセプトのうち2か月以上該当するものというので判断をしております。いずれも50歳以上の方を対象としております。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** この50歳以上を対象にしてるっていうのは何か理由があるんでしょうか。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 特に基準で必ず50歳というわけではないですけども、頻度の高い方ということで、50歳以上というところで線を引いているという部分でございます。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** それは、何か基準があってじゃなくてって、米子市が決めている基準、対象ということですね。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** はい、そのとおりでございます。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** それでは、この重複頻回受診の対象者は何人、令和3年度であって、実施したのは何人だったでしょうか。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 重複頻回受診の対象者は何人で、実施したのは何人かというお問合せでございますが、令和3年度は対象者は48人ございまして、そのうちの実施者は11人でございます。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** ということは、この11人に対して保健指導をベネフィット・ワンっていうところにしてもらったっていうことなんですかね。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** はい、そのとおりでございます。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** このベネフィット・ワンについての委託の仕方っていうのは、委託件数によってそれぞれ金額が変わってくるっていうことでしょうか。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** はい、そのとおりでございます。人数掛ける単価ということになります。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** というと、やっぱりさっきの吉岡委員さんが言われた、どっか知らない人から電話がかかったり、何か来てどうですかみたいなことで、なかなか本当に信頼関係とかがないと。この重複頻回受診が解消されたっていうことで、一番は効果があったっていうことなんですけども、これの効果はあったとは思いますか。

○**土光分科会長** 永野保険課健康推進室長。

○**永野保険課健康推進室長** 普通の職員ではなかなか指導のしづらい専門的なことを指導しますので、効果はあったと考えております。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** 結局48人対象者がいて、11人は実施したっていうことなんですけど、これは結局、この実施した人がこういう重複でしたりとか、何回も余計に受診したとか、薬もいっぱいもらってたとか、そういうことが解消して初めて効果っていうふうに言えると思うんですけど、この実施した11人は、そういった今まで抱えてたものが専門的な指導によって解消したというふうに考えてもいい数字なんではないでしょうか。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 最終的に、この方は、結果っていうことになると、ずっと生活をしていってらっしゃるうちでございますので、今、結果がこうなったっていうところまで実ははかれてはおりませんけれども、継続的に関わっているというところで、関わったということがやっぱり一定の効果があるというふうに考えております。

○**土光分科会長** 錦織委員。

○**錦織委員** この事業全般について、やっぱり課題があるかなというふうに思いました。以上です。

○**土光分科会長** この件に関してほかにありますか。

吉岡委員。

○**吉岡委員** すみません、もう一回。重複頻回受診だと効果の判定って回数なので、できますよね。私、この適正化指導事業の中身を伺って、受診状況、生活状況の確認っていうところまで事業者に求めているんですけど、その返事がないってことなんですかね。

○**土光分科会長** 森次長。

○**森市民生活部次長兼保険課長** 対象者のうち、指導が実施できたのは11人でございますが、効果の期間を通じて、資格のあった11人の行動変容があり、重複受診、頻回受診のグループにおいては、患者の行動受診の変化が見られたということの報告を受けておりまして、適切な受診行動に導くことによって、年間に換算すると161万2,776円の削減効果が見込まれるという報告書を受けておりますので、効果があったというふうに判断できると思います。

○**土光分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 先日、副市長のお話にもありましたけど、先ほどの答弁、高度な知識を持った人が指導をしているっていう、それは手段です。手段と目的を履き違えると、やはり答弁がこういうふうにかみ合わなくなってしまう。錦織委員がどのように効果があった

かという質問されときに、答弁が手段を答弁されるっていう場面がすごく多いなと感じます。やってるうちに何が何か分からなくなるのかもしれないんですけど、その手段と、この事業の目的、最終地点のアウトカムっていうのを取り違えないようにふだんから業務をしていただきたいと思います。その点、もう一度、私からも指摘をさせていただきます。

○土光分科会長 今の指摘というのは……。

○吉岡委員 結局、事業の効果っていうものを聞いているんですけど、先ほどのように答弁の中で手段を答えられるときがある。ちゃんと指導をしているっていうことは効果にはならないんですけど、そういう指導をしているから効果があるというような、何か履き違えたような答弁をされることがちょこちょこあるように思いますので、そこをちょっと指摘したいと思います。

○土光分科会長 指摘内容は分かりました。

ほかにこれに関して何かありますか。

〔「なし」と声あり〕

○土光分科会長 次に行きます。24ページ、事業番号48、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業。

これは、津田委員。

○津田委員 この飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業の決算額、補助件数について伺います。

まず、前年度までより決算額が3倍多くなっておりますけど、補助件数が多いのはどうしてですか、伺います。

○土光分科会長 木下環境政策課長。

○木下環境政策課長 米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助事業は、平成29年1月の事業開始以来、申請件数、実施頭数ともに年々増加傾向にあり、本事業に対するニーズは高い状況にあると認識しております。しかしながら、令和2年度については、新型コロナウイルスの蔓延により、個人やボランティア団体の活動自粛などがあり、申請件数が減少いたしました。一方、令和3年度においては、申請手続の簡素化や申請窓口の増設などを行い、申請者の利便性向上を図ったことや、本事業の普及啓発による認知度の向上などの要因により、令和2年度と比較して申請件数が大幅に増えたものと考えております。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 確かに手続が簡素化されたとか、そういうことで3倍になったということは分かりました。飼い主のいない猫っていうのは、本当に今、問題を抱えていると思います。

それで、雄と雌の手術費用が異なると思うんですけど、内訳的にはどういう内訳になりますか、伺います。

○土光分科会長 木下課長。

○木下環境政策課長 手術の内容についてでございますが、雄の場合は精巣摘出、雌の場合は卵巣及び子宮摘出といったような、それぞれ異なる手術を行っているため、手術費用に差が生じているものと承知をしております。なお、これまでの実績報告を見ますと、おおむね雌の手術費用のほうが高額となっております。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○**津田委員** 分かりました。先ほども申しましたが、非常に飼い主のいない猫の、本当にたくさんいるということで問題が地域のほうからもたくさんあって、聞いております。このような形で取り組んでいただきたいということでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○**土光分科会長** では、次。70ページ、事業番号140、小型家電リサイクル推進事業。
津田委員。

○**津田委員** この小型家電の回収状況について、平成26年11月の回収開始から8年間、回収状況についてお伺いいたします。

○**土光分科会長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 小型家電の回収状況についてでございますが、これは平成25年の4月に小型家電リサイクル法が施行されまして、それまで不燃ごみとか不燃性粗大ごみとして廃棄されておりました小型家電製品を別途回収しまして、有用金属類の資源化を行っているものでございます。令和3年度は回収量が3万3,814キログラム、先ほど26年の11月からということでございますので、通年で回収を始めました平成27年度は2万3,509キログラムでございまして、7年前に比べまして1万305キログラムの増となっております。特に令和3年度におきましては、国の認定を受けました民間の事業者が回収する場合に、当初は持ち込まれていました小型家電を事業者が有償で引き取っていたんですが、令和2年度からプラスチックの処分費用の上昇に伴いまして、逆に小型家電を市民の方が持ち込む際に処理手数料相当分を事業者から求められるようになりまして、無料で回収をしております市のほうへの持込みが増えたものと考えておるところでございます。以上です。

○**土光分科会長** 津田委員。

○**津田委員** ということで、一応内容的には分かりました。以上です。

○**土光分科会長** では、次。71ページ、事業番号141、家庭廃棄物処理手数料負担軽減事業。

津田委員。

○**津田委員** すみません、この事業の令和3年度の対象者についてお伺いいたします。

○**土光分科会長** 清水課長。

○**清水クリーン推進課長** 令和3年度の対象者についての前に、1点、資料のほう修正箇所がございまして、71ページ、141番の右側の決算の概要のところ、ちょっと数字が1点違っておりまして、大きな2番、事業の成果、こちら2段目に延べ負担軽減対象件数というのがございまして、令和3年度が1万41件になっておりますが、こちらのほうは1万628件に修正をしていただきまして、おわびを申し上げたいと思います。

そういたしますと、令和3年度の負担軽減の対象者についてでございますが、こちらは市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点によるものとしたしまして、1つ目が生活保護世帯、2つ目が児童扶養手当受給世帯、3つ目が特別児童扶養手当受給世帯、4つ目が特別障がい者手当受給者がいる世帯、5つ目が老齢福祉年金受給者がいる世帯、6つ目が要介護4、5の認定を受けている方がいる世帯、7つ目が日常生活用具給付事業によりストマ用装具、おむつ等の受給を受けている身体障がい者、身体障がい児がいる世帯、そして、8つ目が2歳未満の乳幼児がいる世帯としております。

令和3年度につきましては、これらに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、生活維持に著しく困窮している方を対象にしたところでございます。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 令和3年度というのは、新型コロナウイルスの感染の関係で収入減の生活維持に著しく困窮している方が対象になっているということですが、続いてですけど、ごみ袋のサイズとニーズ対応についてですけど、まず、40リットルの袋を支給しているんですけど、40リットルの袋ってというのは、市民のニーズに対応できているのかお伺いいたします。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今おっしゃっていただきましたように、支給ごみ袋サイズのニーズの対応についてということでございますが、負担軽減の対象者の方にはごみ袋引換券をまず郵送しておりまして、スーパーやコンビニエンスストア等のごみ袋の販売店におきまして、可燃ごみ袋40リットルと引換えができるようにしております。このうち7割強の方につきましては、サイズ変更をせずにそのまま引き換えておられますが、その他のサイズの可燃ごみ袋や不燃ごみ袋を希望される方につきましては、米子市の窓口で自由に組み合わせで引換えをしていただいておりますので、一定の対応はできているものと考えております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 7割の方っていうのはそのままサイズ変更をせずに、それであとの3割の方っていうのが自由に組合せをされて引換えをしているということは分かりました。サイズ交換の際の引換えの場所と方法についてなんですけど、どのような方法でやっておられるのかお伺いいたします。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 サイズ交換の引換えと引換えの場所と方法についてでございますが、まず引換え場所につきましては、米子市役所の本庁舎、淀江支所と、あと米子市クリーンセンターの各窓口、3か所でやっております。引換え方法につきましては、郵送で送られてきました引換券を御持参いただきまして、窓口で御自分の御都合のいいサイズ、いろんな組合せで選んでいただいております。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 分かりました。結構窓口で業務のほうも大変だとは思いますが、対応していただいているということでございます。

あと、このごみ袋のサイズとニーズについて、もうちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、高齢者の独り暮らしの方なんていうのは、40リットルの袋っていうのはかなり大き過ぎて、そんなに必要ないと思うんです。それで、本当にサイズ交換を必要とする人ほど、市の窓口まで行くのは大変だと思われるんですけど、販売店舗でも自由にサイズ交換するようになっていくようなことはできないもののでしょうか、お伺いいたします。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 販売店舗でのサイズ交換についてでございますが、こちらのほうにつきましては、私どものほうも以前、引換えを実施していただいております指定ごみ

袋の取扱店舗、特にスーパーさん等複数の店舗から聞き取りをいたしましたところ、40リットル袋以外の引換えに対応するのはちょっとレジでは難しいということは伺っております。それで、先ほども申し上げましたが、7割強の方がサイズ変更をせずにそのまま引き換えておられますし、現時点では引き続き市役所の窓口のほうで対応をというふうに考えておるところでございます。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 店舗での自由な交換が難しいということであれば、40リットルで配ることをやめて、最初から30リットルで配ることはできないかとか、また、例えば40リットルと30リットルの2択に選択するとか、そういうことはできないものでしょうか。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 支給ごみ袋の、最初から例えば30リットルにできないかというお尋ねでございますが、先ほど委員さんのおっしゃられましたように、市民の方々、それぞれの生活状況が異なっているということで、ごみ袋に対しましても様々なニーズがあるということは承知はしておりますが、仮に2択、30リットルと40リットルどちらかでもということであった場合も、先ほども申し上げましたように、販売店舗の事務、特にレジの担当の方の事務が煩雑になりまして、支給枚数に誤りが生じる懸念等もございます。販売店さんのほう、支給枚数を間違えて多く渡したりしますと、販売店さんの負担になったりしますので、そういったようなことも考慮いたしまして、販売店舗での引換えは現時点では40リットルの対応で御理解いただきたいというふうに考えておるところでございます。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 いろいろそういう人的なミス等も避けて40リットルだということで、理解いたしました。

では、最後にというか、このコロナ禍で収入が減になったことを理由とするごみ袋の無料支給の対象者数と実績、引換え方法についてお伺いします。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 コロナ禍で収入減となった方へのごみ袋の支給実績等についてということでございますが、令和3年の6月から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で生活維持に著しく困窮する方に対しまして、鳥取県社会福祉協議会が実施しております特別貸付けなどの融資を受けた世帯について、希望する方に対しまして指定ごみ袋40リットルを40枚無料で支給しております。実績といたしましては、市に対して申請があったのが587人でございまして、そのうち令和3年度中に引換えをされた方が523人でございました。

あと、引換え方法につきましては、他の負担軽減措置の対象者の場合と同様でございまして、申請後、ごみ袋の引換券を対象者のほうに郵送いたしまして、スーパー、コンビニ等で引換えをしていただき、サイズ変更の場合には市の窓口等でサイズ変更をしていただくようなことで引換えをしていただいております。以上です。

○土光分科会長 津田委員。

○津田委員 分かりました。引換え方法については、やっぱりサイズ変更の場合は市のほうの窓口でというようなことだということで、分かりました。以上です。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 ちょっとびっくりしましたね、今の対応ね。7割はもうサイズ変更しておられないのでってことですけど、仕方なしにサイズ変更までされないんじゃないですか。やっぱり、例えば生保世帯だとか、老齢福祉年金ですかね、そういうのもらっているところは、大体単身世帯っていうのが多いんですよ。そうすると、本当に10リットル、20リットルが必要だというふうに思うんですね。40リットルで我慢しようと思うと、ごみ出しのときに出すことができないんですよ。私は何でこんなことぐらいできないのかなと思って、今、もう聞いてて腹が立ってしょうがなかったんですけど。大したことじゃないかもしれないけど、この大したことじゃないところに心を寄せて仕事してほしいなっていうふうに思います。変えたい人は米子市や淀江やクリーンセンターの窓口に来い、ちょっとそれはないと思いますよ。せっかく津田さんがいいところを突いてくださって、私はこのぐらいのことは、何かしら市が考えて対応する。頭のいい職員さんばっかしなので、そういうところをほかの人の意見も参考にしたりして、何とかこれ、必要なリットルで利用できるように。せっかく出されるんですから、やっぱりそこまでもっと心を、魂を入れて、この事業を私、していただきたいなっていうふうに本当に強く思います。以上です。

というか、誰か答弁してもらいたいと思いますけど。

○土光分科会長 答弁求めるんですか。

○錦織委員 はい、ちょっと担当の方でも。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 今、委員さんがおっしゃられましたように、確かに利用者の方からはそういった側面もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、レジの対応の方というのは、これが市がどうのこうのといいますより、レジの対応の方のこともございまして、そちらのほう 皆さんやっていただくということであれば、ちょっとこちらのほうもまた検討ができるのかなというふうには思いますので、その辺りは再度確認のほうはしてみたいというふうに思っております。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 レジのことばかり気にしておられるようですが、やっぱり利用者の立場に立って仕事をぜひしていただきたいなというふうに思います。以上です。

○土光分科会長 特に指摘事項ということではないでいいですか。

○錦織委員 これは利用者の対応できるようなごみ袋の対応をしてほしいというふうに、すべきだという指摘事項はしたいと思います。

○土光分科会長 分かりました。

ほかにこれらの件で。

田村委員。

○田村委員 今のちょっとお話聞いてて、錦織委員の指摘に対して、清水さんの回答がちょっとてれこだなというふうに思いました。要するに、今、当局答弁は、いわゆるレジで40リットルのものを違う小さいものに換えるのにレジの職員さんに負担があるということなんですけども、多分こちら側の要求とすると、何リットルあるのを僕知りませんけど、例えば40リットルと、例えばもしくはオアで、20リットルが2つとか、そういったものが選べてなると、例えばそっちにチェックをして、これが交換できるというような

簡便な方法ができるんじゃないかというのが多分、うちの委員のっていうことですよ、
だと思います。そういうフレキシブルな対応ができるんじゃないですかということなんです
けども、どうでしょうか。それ、できるんじゃないですかね。

○土光分科会長 清水課長。

○清水クリーン推進課長 おっしゃられますように、今、私どものほうが40リットルが
40袋ということで引換券を送っておりますので、これ、40リットル掛ける40袋で1,
600リットルなんです。この1,600リットルをどのような形で組み合わせるかとい
うことでございまして、それをレジで、例えば30リットルを何袋と20リットルを何袋
とかっていうような形でレジのほうに持ってこられるような対応をしなくちゃいけないと。
それがレジの方への負担につながるのではないかとということでございまして、今ですと、
レジの方は40リットルの引換券を持ってこられると、1袋に10枚入った袋を4袋持つ
てこられて、そこでレジが完結いたします。先ほどフレキシブルな対応ということで、じ
ゃあ、1,600リットルになるように様々なものを持ってこられたときという。

(発言する者あり)

ではないですか。

(発言する者あり)

○土光分科会長 藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 御承知のとおり、このごみ袋の負担軽減のサービスでございますが、
有料化に伴いまして、市の福祉サービスを受けている方々、市民の経済的負担の軽減、そ
して子育ての支援の観点で始めたものでございます。子育てでありますと、紙おむつです
とか多い方もあるのかなということもありまして、一番大きい40リットルを中心に事業
を当初始めたという経過がございますのは御承知のとおりだと思います。ただ、委員御指
摘のように、ニーズもだんだん変わってきております。一方で、交換時の手間というのも
生じまして、混乱を招かないというのもやはり市のほうは考えたいと思っております。レ
ジで様々なものの組合せというのは正直難しいかなと、その場合は市役所のほうにおいで
いただく今の手法がいいのかなとは思うのですが、40が大きいという御指摘の御意
見もよく分かりますので、手法につきましては、例えば20と40を選ぶようにするで
すとか、なるべく簡便な方法で、そして販売店の御理解もいただかないとこの事業進みま
せんので、手法については持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。よろしく
お願いいたします。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 よろしく願いいたします。今おっしゃったようなことだと思うんですね、
こちらのほうの。要するに、細かく不燃もありの何とかの大きい、小さい、そういう
イメージじゃなくて、どっちかっていうような簡便な形で、選択をいただけるっていうよ
うな形をイメージしてますので、ぜひお願いをしたいと。以上です。

○土光分科会長 塚田委員。

○塚田委員 追加で、先ほどの話で。どうしても、私も子育てさせていただいて、40リ
ットルだと大き過ぎて、おしっこがもう入ってる、おむつがいっぱい入った40リットル
って重たいんですよ。ごみ捨てが全部私が当番だっていうような状態。やっぱり奥様が赤
ちゃんをだっこしながら捨てに行けるっていうのはやっぱり20リットルぐらいからなん

ですよ。なので、先ほど田村委員が言われたように、40リットルが駄目なら、20か20リットルが2つもらえるぐらいが本当にいいなと思います。なので、ちょっとまた考えていただけたらと思います。以上です。

○土光分科会長 ほかに何かこの件に関してありますか。

〔「なし」と声あり〕

○土光分科会長 ないようですので、これで全ての審査が終わりました。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩します。

午後3時26分 休憩

午後3時39分 再開

○土光分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

今日、審議していただいた中で、分科会としての指摘事項、これについて協議を行います。この指摘事項は、今日やり取りの中で、それぞれ委員さんが何点かこれは指摘事項にしたいというふうな発言がありました。それに関して、ルールとして、分科会としての指摘事項ですので、皆さんに異論がないものに関して指摘事項としていきたいと思います。

ちょっと順番に行きますね。やり取りの中で、皆さんのこの指摘事項で意見を求めますが、今日の議論の中で指摘をされると言われたのを順番に取り上げていきますので、それについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、この一覧表の2ページ、説明書の128ページ、事業番号255、日本語教育推進等設置事業、これに関して、このやり取りの中で田村委員が指摘事項ということで指摘をされました。

これ、田村委員、大まかにどういった内容を指摘したいかというのをちょっと簡単に説明をお願いします。

田村委員。

○田村委員 要するに、事業費としては年々上がってきていると。人数が減ろうが上がってきてると。その理由が日本語の理解度がなかなか進まない子どもが増えたということなんですけれども、例えば英語、フィリピンのタガログ語みたいなものに対して、錦織委員おっしゃるように、人としての対応というのはこれは大事なことだとは思いますが、これが無尽蔵に、青天井に膨らんでいくんじゃないか。なぜこういう指摘になったかというと、結局、達成度合いをはかる目安を持たずに職員さんマターでやっているという背景があって、例えば職員さんが、いわゆる単価で働いている人なので、時間を延ばそうと思ったら、もう何ぼでも教えることによって時間が増えていく。要するに、税金を使っていくということを許してしまうんじゃないかということを指摘しているわけです。したがって、例えばそういったものではなくって、各自が持っていると言われる、今、タブレット端末であるとか、そういった機械的なものでそれ以外の言語がカバーできるといふような言葉もあったわけなので、これは指摘事項には、私は暗に入れてなかったんですよ。批判というか、皮肉になっちゃうんで、これは入れてないんですけど、いわゆる英語を履修して、いい大学出て、先生になってる人たちが英語だ、外国語だっていって、結局そういう外部のそういうものに頼っているという、これは入れませんけどね、そういう背景があつてっていうのはちょっといかんのかなと。そういう同じ額を使って3,600人の中学生が同じように学習指導を高度化させてるという背景があるにもかかわらず、

たった14人にそういうことをやっているのはいかなるものかという指摘でした。

○土光分科会長 まず、今日の段階では、そういった内容の指摘で、これ、指摘事項にするためには、基本的には発言者が今の内容を指摘の文書をつくっていただいて、これ、後で改めてまた言いますけど、22日の5時までにこういう文案をつくっていただく。その文案を見て、最終的には27日の分科会で指摘事項にするかしないかも含めて、文案の修正も含めて最終的にここで決定をします。だから、今日は、今の内容で田村委員に文案をつくっていただくということでよろしいですか。もう初めから、私はこれ駄目だというふうにおられれば、もう文案作成まではいきませんが、今の内容で、そういった指摘事項の内容を田村委員につくっていただくということで、それはよろしいでしょうか。

錦織委員。

○錦織委員 ちょっと異議があるっていうよりも、ちょっと私自身が整理がついてないんですよ。確かにタブレットを持って、同じ予算で、こっちの子たちは14人に対してそれだけの費用がいてるということと、ちょっと何かそれを同列に考えるのがいいのかなっていう気持ちもあるし、確かに時給で、その達成目安がないっていうことからすると、これ、どの程度していけばいいのかっていう問題もあるし、なかなかちょっと難しいなと思ってね。だけど、これ指摘してしまうと、何かこの事業がもうなくなっちゃうと、またそれはそれでちょっと困るしなと思って。どういうところの、何ていうか、決着点を見つけないといけないのか。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 結局、この事業、私も最初に言ったように、私、国際交流やってる人間からすると、いや、もうありがたい事業なんですね。ただ、近年のこの予算のアップ、上昇率っていうのを見ていくと、いわゆる人数も減ってるのにね。じゃあ、なぜかっていったときに、さっき言っていたような達成目安がないということについての指摘なんですね。なので、もしこれをずっと続けていくのであれば、そこに代替としてタブレットの活用であるとか何らかのキャップをつけていかないといけないんじゃないかという発想です。だから、この事業を全部やめてしまえということではなくて、要するに、そういう増えていくものに対して、人役をどんどん増やしていったって、いわゆる時給も増やしていったって対応するって、もうこれは青天井を許してしまうことになるので。ICTを持ち出したっていうのは、単純に予算額が、決算額が類似してるからであって、それを取り立てて言うつもりは全くなくて、そういうことをやはり制限をかけてでもやっていく、例えば集合学習であるとか、そういった効率的なものをやるべきだと思うし、実際、もう識字教室なんていうのも既にやってるし、国際交流財団もやってるんですよ。だから、そこに市が乗かって、違う予算としてずんずん積み上げていくというのはこれはいかんという、そういう指摘なんです。これは御理解いただきたいと思います。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 そもそもこの事業っていうか、生徒さんが一体どういう時間に推進委員さんから勉強、日本語学習をしてもらおうっていうのか、そのところをそもそも私が分かってないんですけど。どういうことなのかな、どの時間にするんですかね。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 私、聞き取った時点では、要は学校に配置して、授業のときに近くにいと。

何か分からんなというときに、何か問題があるのみたいなことをタガログ語だったり英語か何かで言っていると、そういう感じだそうです。

○土光分科会長 錦織委員。

○錦織委員 それで、75言語に対応できるものがあるって言って、タブレットか何かあるって言うておられるんですけど、実際にほかの言語で授業を対応してるっていう実態はあるんですかね。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 聞き取ってます。要するに、中国語とか、最近はやってる謎の台湾料理屋とか、あんなの子どもがぞろぞろ学校に行くんだそうでして、やっぱりそういうのには中国語というような対応をしているということですね。ほかはあんまり聞かないです。以前、僕、識字教室見学行ったときは、ベトナムもいたしドイツもいましたね、フランスなんていうのもいました。ただ、彼らは短期で出ていっちゃうんですよ。いわゆるレジデントとしてずっといるかどうかについて、非常に不透明なものに対してこの税金を使っていくということに対しては、僕、ちょっとはてなっていう感じはしてます。ありがたいけどね。以上です。

○土光分科会長 田村委員に文案つくっていただいて、その中身をもう一度評価、必要だったら修正するということで対応していけばいいのではないかと思ったんですが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と声あり〕

○田村委員 了解しました。

○土光分科会長 まず、これ、よろしくお願いします。

それから、次は、なかよし学級のことだったと思うんだよな。3ページの一番上、なかよし学級とか民間児童クラブ、この辺の関係で、これは塚田委員それから錦織委員から、これに関して何か指摘ということが出ていたと思います。

まず、塚田委員から。

○塚田委員 そうですね、一番最初に聞いた受入れの人数も増えていってます。今度は1,000人を超えてるっていうのと、あと、決算額、予算額も増えていってます。次年度はまた上がってますので、それに伴って方向性どうなのかなと思ったり、課題のところの健全育成に取り組んでいくって言うてはいるんですけど、コロナのせいで何もできてないっていうのがあったので。あとは、なかよし学級の中も民間の児童クラブのほうも質が全然違うという話もいろいろお聞きしてまして、そのことも言わせていただきました。それ踏まえて、せつかくこうやって次年度の予算も上がるっていうのでしたら、そういう研修だとか、質を向上させるための視察に行ってもらおうとかっていう方向で指摘させていただきたいというところでした。

○土光分科会長 趣旨としては、なかよし学級そのものの、もっと質を上げるというか、充実させる、民間ではこんなことやこういう対応してるということがあるので、市の運営のなかよし学級ももっと質を上げたらどうか。

それから、錦織さんが言われたのは、土日の対応もあってもいいんじゃないか、これも質を上げる一つの。

錦織さん、どうぞ。

○錦織委員 すみません、錦織です。公立保育所は土曜日もやっていますよね。だから、その子たちが卒園して、小学校に上がっていても、親たちはやっぱり仕事してるわけですよ。特に低学年のことも考えると、土曜日の実施をすることが望ましいというふうに思うんですよね。だから、なかよし学級の今後充実を図るということであれば、やっぱり土曜日の実施を考えるべきだというふうに思うし、それから、今、質の問題で、なかよし学級と民間とのクラブと差があるんじゃないかというふうに。確かに民間の児童クラブは英会話を何かちょっとしたりとか、何かいろんなので児童さんも増やしたいっていう思いもあると思うんですけども、そもそものなかよし学級っていうのは英語を習ったり、何とかの習い事をするということじゃなくて設置されたものなので、ちゃんと指導員さんがきちんと研修を受けるということが一番大事、この年代に対してこういう働きかけしてるとか、そういうことの基本的なことをするのが一番大事だと思うので、やっぱりその研修期間をきちんと保障するというのが、やってはおられるんですけども、何しろ2人だけで回しておられるんで、なかなか難しいということがあるんで、それを保障すると。米子市としても県の研修とか何かあるときに、ちゃんと保障するということが大事だというふうに思うので、そこら辺の研修の保障だとかを入れたいなというふうに思っています。

○土光分科会長 だから、指摘事項にするとすれば、趣旨としては、なかよし学級の質を上げる、もっと充実をしたらどうかという趣旨。

○錦織委員 そうですね。

○土光分科会長 そうですね。

ということで、まず、そういった趣旨、これを分科会として指摘事項にする、するしない、文章は最終的に27日に確定しますが、するということで文案を塚田委員に、錦織さんとちょっと相談もしていただいて文案をつくっていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○土光分科会長 じゃあ、そうします。

繰り返しますけど、22日5時まで。それから、文案に関しては、実際にやり取りした、発言した内容しか盛り込めないということを前提で文案を作成をしてください。お願いします。

じゃあ、これも指摘事項とする方向で文案をつくっていただきます。

それから、次は、一覧表の4ページ、説明書の160ページ、318事業番号、保健事業支援サービス事業に関して、吉岡委員がジェネリックとかそういった問題で、評価の方法がちょっと曖昧、適切ではないという趣旨のことで指摘をしたいというふうに言われました。

まず、そういった趣旨で指摘事項にしていこうということに関して、何か御意見ありますか。

その前に、吉岡委員から指摘事項にしたい内容を簡潔に、こういった趣旨の指摘をしたいというのを改めて説明願えますか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 要するにこの事業、委託事業なんですけど、個々の何個か入っている事業の効果を、直接的な効果を事業の評価の指標にしてほしいということです。

○土光分科会長 ということで、これを指摘事項としていきたいということに関して、何か御意見ありますか。

なければ、じゃあ、吉岡委員に今のような趣旨で、それから、やり取りの範囲で文案をつくって……。

すみません、錦織委員。

○錦織委員 吉岡さんの事業の評価については、(1)、(2)、(3)がそれぞれ含まれているという理解でいいですかね、そういう理解で。(1)、(2)だけですか。

○土光分科会長 (1)、(2)、(3)というのは何のことだったのでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

吉岡委員。

○吉岡委員 私が最初に質問したのは(1)、(2)で、錦織委員が(3)を質問されたんですけど。また後追いで私が質問して、(3)も全部入れてしまったので、できれば指摘事項は全部含めて書きたいと思うんですが。

○土光分科会長 ということで文案をつくっていただく、これもちょっと錦織委員と相談して、吉岡委員、文案を作成をお願いします。

○吉岡委員 はい、分かりました。

○土光分科会長 それから、このやり取りの最後で、吉岡委員が、何か答弁のやり方が、聞いたことへの手段を答えて、それが答弁って、ちょっとここは、どう言ったか分からんけど、おかしいという指摘と言われたのですが。これはちょっと私の意見ですが、答弁の仕方なので、分科会としてあえて指摘事項にしないでいいかなというふうに思ったんですけど、どうでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡委員 そうですけど、どういうふうにしたらいかなとは思ったんですけど、何か副市長がなかなかそこが身につかないんだってというようなことを言っておられて、議会としても何かそういうことを、結局はEBPMみたいなことになるんですけど、しっかりと指摘をしていかないと、自分のどこがそうなのかっていうのがなかなか分からなくて、答弁の仕方がっていうよりも、何か先ほどの錦織さんに対する答弁なんかまさにそうで、あれは非常に不適切だと思うんですけど、そういうことはやっぱり指摘しちゃいけないものなんでしょうか。

○土光分科会長 すみません、先ほどの錦織さんの答弁っていうのは何のこと、ごみのこと。

○吉岡委員 重複頻回受診の。成果を錦織さんが問われたのに、やってるからできてますみたいな答弁だったので、それが、要するに、手段と目的の履き違えということかなと思ったので、何かああいう答弁はやめてほしいということを私はぜひ指摘したかったんですが、どうでしょうか。

○土光分科会長 御意見は分かりました。

ほかの方は御意見。

田村委員。

○田村委員 吉岡委員のお気持ちよく分かります。私も何だかいなというのはよく思うんですけども、ただ、今回ののは、いわゆる決算認定に係る指摘ということの付言事項になり

ますので、いわゆるちょっとこういった皮肉っぽいような内容というのはちょっとそぐわないというふうに思います。したがって、各事業に対する、いわゆる決算認定の意見ということに集中したほうが、当委員会の意見としてはすっきりするというふうに考えます。

○土光分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 じゃあ、改めて各個質問でやります。

○土光分科会長 とか、その場その場でちゃんと答弁しろというふうに、しつこく言うしかない。

○吉岡委員 そうですね。

○土光分科会長 すみません、個人的な意見です。

じゃあ、2つ目ののは、あえて分科会としては指摘事項にはしないということです。

それから、あと最後は、話が盛り上がりましたごみ袋の件で、一応、錦織さんが指摘というふうな言い方をされたので、これに関して。

錦織委員、どうぞ。

○錦織委員 最後のところで何かね、考えるみたいなことも言われたんで、ちょっとあまりにも何かいなくなってという感じの答弁で。ちょっと本当に津田さんが巻き返し引き返し言われたのに、何か全然、何ていうの、どこの立場に立ってるのっていうのがあって、ちょっと腹が立って厳しく言いましたけれども、すぐ我慢できないんで。だけど、最後は何か検討するみたいなことを言われたし、田村さんもいい助言もしていただいたので、これで変わらんかったらまた殴り込みをかけんといけんですけれども、なくてもいいじゃないかなと思いますけどね。どうなんでしょうかね、皆さん、言ったほうがいいですか。

○土光分科会長 田村委員。

○田村委員 それ、言ったほうがいいですね。要するに、当委員会の指摘事項として、先がちょっと見えかかっている事案になります。いわゆる前向き答弁をいただけてますので。なので、これはきっちり指摘をして、それに従って当局が対応したということになれば、当委員会の一つ手柄といいましょうか、ということに上がっていきますので、これはしっかり指摘いただきたい、したいというふうに私は思います。

○土光分科会長 やり取りで検討とかいうふうな言い方、それをある意味で後押しする、念押しするという意味で指摘をするというのは一つの考え方だと思います。

ほかの委員の皆さん、御異議ありますか。

〔「異議なし」と声あり〕

○土光分科会長 じゃあ、指摘事項にするということ。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 じゃあ、これは当事者の錦織さんに文案を。すみません、当事者じゃなかった。

○錦織委員 津田さんが当事者。

○土光分科会長 間違えました、津田さんです、当事者は、失礼しました。でも、錦織さんが指摘と言ったんだもんね。だから、2人で相談して、どちらが出してもいいですから。お二人でということで文案をお願いしたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○土光分科会長 文案に関して、改めて言います。決算事項委員提出票、多分、皆さんに

もうお手元にあると思います。これに記入をして、書いていただいて、２２日木曜午後５時までに、可能な限りメールで提出をお願いしたいと思います。

再度確認ですが、文案については、分科会で述べられたことしか記述できないという前提で文章をつくってください。提出された文案については、２７日の分科会で文案調整等を行います。そこで最終的に指摘事項にするしないも含めて文案調整して、確定をしたいと思います。

以上で予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

午後４時０５分 休憩

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 土 光 均